

-

ておりますので、この民間資金を活用いたしまして、たとえば商工組合だとか、あるいは事業協同組合等で在庫凍結をする、そういった場合にこの資金を充当し得るよう、関係の当局と現在話し合いを進めておるわけでございます。ただ、それが幾ばくの金額になるかということにつきましては、それぞれの業界からの申し出に応じてこれに對処していくということになるかと思いますので、現在時点でどの程度の額が必要かということにつきましては申しかねる段階でございます。

○玉置委員 そうすれば在庫は、大きめに見積もって、金額にいたしまして一体幾らであるのか。その金額に対してまあ三分の一なり四分の一なり二分の一なりを凍結することが望ましいというようなことになれば、一体それはどのくらいの金額を必要とするのか。

○橋本(利)政府委員 それぞれの業種に応じまして、あるいは産地によりまして在庫額トータルがどの程度になるかということは、数量的にしか現在出ておらないわけでござりますが、伝えられる各産地におきましては、ものによって一ヶ月前後、少ないものでも一ヶ月前後の在庫をかかえておる、かようやく承知いたしております。かたがた、輸入在庫につきまして統計がございませんが、おもな商品につきまして関係商社に現在調査を実施いたしております。どの程度になるか把握につとめておる、こういう段階でございます。

○玉置委員 通産大臣にお伺いしたいのですが、現在の危機を乗り切るには、一つは生産の調整と、それから在庫のある程度の重荷を——臍内出血みたいなものですから、これに若干の手当でこれをやらないと不可能じゃないだろうか、こう思ふのですが、ただいま答弁がありましたが、在庫を政府で買い上げてどこかへ回すというようなこととの手立てができるとお思いになるかどうか。それから業界 자체がある程度自主的にやることに政府としてもお手伝いをするようなお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

いうふうに処理していくかということは、非常に大事な問題であると思います。それで、まあこの際不況カルテルという構想も出ないことはあります。せんが、まだ不況カルテルということをやる段階ではないのではないか。ただ、組合等におきまして中小企業の団体法に基づく制限措置というようなものを申請してくる場合には、これはわれわれは検討してみたいと思つております。

それから在庫をさばく一つの方法として、海外に商品援助その他の中に繰り込むということもござりますけれども、これは原則として当該国から要求があつた品物についてわれわれがやるというのが筋でございまして、こちらから押しつけるというようなことはやるべきではございません。いままでバンガラデシュに対して行なつたり、ちょうど向こうのニーズとこっちの要望が合致いたしまして、かなりのものに出した例がございます。商品援助につきましては、いまエジプトであるとか、あるいは南ベトナムであるとか、そのほか若干ございます。われわれといたしましても、先方の要望に合うようにならのほうも話し合いを進めていますし、可能な限り現在の滞貯をそういう方向に回して活用をはかる、そういうことに積極的に努力していきたいと思っております。

○玉置委員 輸出輸入その他を見れば大体潜在的な可能性ということもわかり得るわけでありますので、十分の御配意をいただきたい、こう思うのです。

そこで局長にもお願いをしておきたいのですが、全般を把握できぬかもわかりませんけれども、やはり生産調整ということになりまして、総需要の喚起などということは事実上なかなかむずかしいことでありますので、やはり在庫と生産握されまして、民間資金等の活用にも何らかの方向にある程度持つていかざるを得ないのじやないぢうか、こう思いますので、もう少し実情を把握されると、民間資金等の活用にも何らかの方向に入れる得るような措置をお考えいただければあります。これがいいのじやないか、こういう感じがいたしま

的に回すというようなこともあり得ると思うのです。そこで、あるいは信用保証協会のあれを優先申されました。輸入製品の実態は、昨年三倍になつたというような話がありますし、三〇%にのぼるといわれますが、ほんとうはどの程度一挙に増加したのか。それからアメリカとの織維交渉をやつていたときに、実際問題として日本が出来ましたときに、どの程度の前年度対比輸入、輸出増があるたからああいう問題が起つたのか。この二点について局長からお答えいただきたいと思います。

O橋本(利)政府委員 織維製品の昨年一年間の輸入額は、大体平均いたしまして前年同期の三倍くらいになっております。ものによりましては四倍程度のものもございますが、金額ベースで大体三倍程度、かようなことになつております。

それから日米交渉当時の問題でございますが、当時アメリカといたしましては一九七〇年、昭和四十五年におきまして綿製品の輸入消費率が一一・七%、毛製品が二四・三%、化合繊の製品が五・八%、織維トータルといたしまして八・八%になつた時点から日米交渉問題を議論し始めた、かよう記憶いたしております。(玉置委員「前半の三〇%といふのは」と呼ぶ)綿織物は大体前年に比べまして三倍近くなっておりますが、輸入消費比率は二七・八%になるかと思います。

○玉置委員 そうしますと、もう一つ伺つておきたいのですが、海外進出の合弁企業からの逆輸入は、一体そのうちどの程度と思われるか。それからこちらの専門商事会社、商社等が委託加工を依頼いたしまして輸入したやつがそのうちのどの程度だと思われるか。その他は結局追上げてまいりました開発途上国に向こうの会社なり企業から、の輸入だと思うのですが、その割合がどの程度になつておるか。

○橋本(利)政府委員 海外投資によるところの逆輸入額というのは、なかなか算定がむづかしいわざです。

逆輸入されておるという数字が出ております。これは日本の海外に進出した企業についてのアンケート調査の結果でございますが、織維品につきましては全生産額のうち二・五%が日本のほうにありますので、たゞ、一つの調査によりますと、かたがた、企業進出の問題に関連いたしまして、たとえば韓の韓国との関係で申し上げますと、日本側の投資によるところの生産ウエートといふのはまだ非常に低うございまして、そういうところからも海外投資によるところの逆輸入というのはさほど高くないかと思います。ただ、委託加工につきましては、特定の品目につきましては、たとえしばらくなどにつきましては、ほとんど大半が委託加工によるものによりまして供給されておる、かように承知いたしております。

○玉置委員 そうしますと、輸入の秩序としましては、三倍に一举に対前年度比なった、約三〇%近くなつておることも事実である。日米織維交渉では、あのくらい大問題を引き起こしたときには、平均としては八%ぐらいであった。そこで秩序ある輸入ということも考えてあげなければいかぬと思うのですが、しからばどういう具具体的な方法があるのか。関税を引き上げるということは、特恵関税じゃなくて、国際協定によります南北問題のあれでやり得る方法があり得るのかどうか。関税を引き上げるということはできるのかどうか。それができないとすれば、自主規制をしていただけのような方法があり得るのかどうか。つまりこちらいえは、割り当て方式という交渉というもののが現下の国際情勢、特に東南アジアのこういう開発途上国との間でやり得るかどうか、こういう問題につきまして大臣からお答えをいただきたいと存じます。

がございます。しかし、これを発動いたしましたと、やはり報復を相手に受けるという危険性もござります。昨年からの輸入の状況を見ておりますと、これはやはりやインフレーションの情勢に基づく先を見通した輸入、先行輸入というようなものがありますして、それに一つは円高というところから輸入がかなりふえたという要素がございます。現在の状態で、しかばね輸入がふえる条件が出てきるかというと、そういう条件はいま消えつてあると思うわけでございます。でありますから、この際、国際的摩擦を起こしてまでも関税措置をやるということは適当でない、そのように考えます。しかばね、いかなる措置があるか。輸入貿管令を発動するということも、これは貿管令上はできますけれども、このこともまた相手の報復措置を受ける。日本としては、ガットでわれわれが主張しておりますように、自由貿易という原則をあくまで最大限貫くという努力をしていかなければならぬと思います。

そういう面から、やはり秩序ある輸入ということが最後に出でまいります。秩序ある輸入を行なうについては、輸入業者等が国内の市況もよく見ても、滞貨状況もよく見てもらい、そういうことから自發的に考えていただくといふことが好ましい、それからわが国内におきます生産につきましても、近隣諸国の生産の状況、銘柄等をよく把握して、そうして日本の製品というものがそれらと競合しない、より多様化した、より個性化した、より高級化した方向に変化していくといふことで逃げ延びていくということは中期的に見て正しいやり方である。そこで、当面の問題としては、国内をそういう方向に指導すると同時に、一面においては秩序ある輸入といふことを業者筋に正しくしておられは要請して、市況のバランスの安定につとめるようにしていただきたいと思います。

○玉置委員 いまのお話では開税の引き上げといふことも行ない得るけれども、実情に適さない。そこで最後は秩序ある輸入である。しかも、輸入が諸般の事情でかけ込み等がありまして、異常に

膨張を遂げたけれども、そこまでは今後はいくよな感じはしないというようなことを見まして、さら輸入がかなりふえたという要素がございます。現在の状態で、しかばね輸入がふえる条件が出てきるかというと、そういう条件はいま消えつてあると思うわけでございます。でありますから、この際、国際的摩擦を起こしてまでも関税措置をやるということは適当でない、そのように考えます。しかばね、いかなる措置があるか。輸入貿管令を発動するということも、これは貿管令上はできますけれども、このこともまた相手の報復措置を受ける。日本としては、ガットでわれわれが主張しておりますように、自由貿易という原則をあくまで最大限貫くという努力をしていかなければならぬと思います。

○中曾根國務大臣 この点はデリケートな点がござりますが、やはり業界に対しまして、日本の滞貨の状況等をよく認識してもらって、そして国民経済を円満に、円滑に運営すると同時に需給のバランスをとるということがやはり大事なことです。

○玉置委員 総需要の抑制によります実需の減退で需給のバランスをとるような方向に誘導していくのが上向いてくるのは若干の時日を要します

○玉置委員 おいて要請といいますか懇談をする。そういうものには若干の時日を要する。もう一度こ

れが上向いてくるのには若干の時日を要します

○玉置委員 し、これについて政府そのものがいろいろ方法はな

くありますから、そういうのには若干の時日を要する。もう一度こ

れが上向いてくるのには若干の時日を要します

○橋本(利)政府委員 四一六月の金融対策につきましては、現在、関係の当局と銳意詰めを行なつておる段階でございます。とりあえず四一六につきましては、中小三機関の資金ワークが五千五百億ござりますが、このうち、少なくとも千五百億は織維企業に向けられるかと思っております。ただ、

○橋本(利)政府委員 これが不足いたしますので、七月以降のもの

○玉置委員 繰り上げについて、これも現在折衝を続けておる

○玉置委員 わけでございますが、近々のうちにその結論が得られるものと考えております。

○橋本(利)政府委員 これがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを考えて操縦その他の自発的に考えておられるのには、それがそのことを................................................................

○玉置委員 お伺いしていきたい。まず、もう一度済みませんが、不況カルテルを

みずから自主的に政府に願い出でてきた場合はどのように対処されますか。

○中曾根國務大臣 不況カルテルにつきましては、結局秩序ある輸入にたよらざるを得ないというこ

とになりますと、秩序ある輸入というのには、自主的にそういうことを判断してやっていただこう、

こういうこととあります。それを政府のほうから何らか民間が主導性をとられまして、そういうことをおやりになるようなく、あるいは、自然にそ

ういうことになることを期待するというのか、どちらであるかということを大臣から御答弁いただ

きたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申請に対してはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

○玉置委員 そこで、現に操短が各地で行なわれつあるわけであります。それにつきまして緊

急融資をとりあえずの当面の対策として考えざる

思ひません。したがいまして、不況カルテルの申

請に対するはわれわれは消極的であります。しか

し、団体法に基づく操短やそのほかの措置を組合

がやりたい。そういう場合につきましては、これ

は検討すべき問題ではないか、そういうふうにし

ていきたいと思います。

うことは、事実上なかなかむずかしい問題がある
かと考えておりますが、具体的なケースが出てく
れば、それに応じて当方といたしましても、いろ
いろと協力できる範囲内において相談にあづかり
たい、かように考えております。

○橋本(利)政府委員 転廃業等に伴いまして失業労働者に対する諸手当、諸給与、この支払いについての対策はどういうふうに考えておいでになるか。

○玉置委員 そこで、昨日、るる参考人から意見の開陳のございました問題につきまして、とりあえず政府の施策をお伺いしたわけですが、一週間といわず、なるべくすみやかに必要な資金を十分回し得るよう御手配をお願いしたい、こう思います。

そこで、今度のポスト構造改善のこの法案の骨子というのは、一体前とどこが違つて、どういうようにしようと思つておるのか。そのことは、日本の織維産業の将来の分野と申しますか、そういうようなものをどこに位置づけようと思つておるのか、この法案と関連してこのことをわかりやすく御説明いただきたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 端的に申し上げますと、いま

つまり販売のルートも持っていないもの、もしくはそれだけの、商売でありますから、だめな場合、その引き受けけるような仕組みになつてないものが協同してやつた場合に、そのことは非常に困難な問題があるんじゃないだろうか。したがって、在来のやり方でもつて商品の委託を受けながら染色なり縫製をやる、そしてそのことを七割、八割やしながら二割、三割餘々に自分の特別な商品の分野を開拓していくというような形でないと、全部自分のところでファッショナリ化なり一つの商品の開拓をやることは事実上なかなか困難な問題があるんじゃないだろうか、それをどのように持っていくとお思いになつていてるのか、ひとつ当局からお伺いしたいのです。

○玉置委員 たとえば前の構造改善に入つてなかなかな
った毛織物業者もしくは一部もしくは大部分の織
製業者等々は、この法案に非常に喜んで前向きに
取り組んでおいでになりますが、染色等はどうう
うように扱つていいのかなかなかわからないとい
うのが現状だと思います。そこで、この法案にば
つたりのところはそれはそれで直ちに食いついて
きていただけるんだと思いますけれども、いまの
お話をようやく高級化、ファッショニゼーション化とい
うのは知識集約型で、日本の産業としては相当高度化
された織維産業の分野に将来進むんだというところ
まではお互にわかるんですが、さあどれからか
取り組んでどの連中と一緒に縦と横とを合わせて
いったらいいのか、ものすごい数のあります中で

を持つてある程度の数が食いついていくと、いうのは三年目になるような感じがいたします。五年間の構造改善事業ということになりますが、実際にうんと予算的に使って自信を持ってやりますのは三年目の十一月ごろからなるというように想定するのがまず間違いのないところじゃないだらうか、こういう感じがするんです。

そこで、対大蔵省の予算のあり方を五年間でばあつと分割するようなことのないよう、たとえば金を借りまして五年間に返す場合でも、二年間据え置き五年間分割払いといふものが多うございまが、二年間に、最初から、当初から同じような分割払いということは無理だ、こういうような考え方でそういうようなやり方になつて、いるもの

者が発生した場合、どういうふうに対処するかと
いうことにつきましては、労働省当局ともいろいろ
協議いたしまして、失業保険制度あるいは職業
転換給付金制度等を活用してまいりたい、かよう
に考えておるわけでございますが、具体的には、
まず機動的な職業紹介あるいは職業訓練を実施す
る。第二点は、就職困難な、たとえば四十歳以上
の従業者につきましての再就職を促進するために
雇用奨励金を支給する。第三番目に、事業転換訓
練を受ける労働者に対しましては事業転換訓練手
当を支給する。第四番目には、事業転換のための
訓練を実施する中小企業主に対しましては事業転
換訓練奨励金を支給する。こういった既存の制度
を隨時適切に活用してまいりたいと考えております。

○玉置委員 そこで、高級化、ファッショナ化、それで異業種も一緒にになって縦の線で流通も含めているんだ。こういうように考えられるわけであります。そのうち私は、その高級化、ファッショナ化、そして日本の繊維産業の位置づけ、これはわかるわけがありますけれども、ここに意図するようなことが簡単にでき得るかどうかということがありますと、非常にむずかしい問題をはらんでおるような感じがいたします。と申しますのは、それでは自分が直接消費者に接づつて、そ

れた上で自分の持つていくべき方向をきめていくといったようなやり方も一つの方針かと思いますが、また反面、ただ非常に事態が切迫してまっていますので、その緊要性ということも頭に置いてやらなくちゃいけないといったような問題点があると思います。

いずれにいたしましても、具体的にはそれぞれの事業者から出てまいりますところの構造改善事業計画をどのような判断のもとにこれを承認していくか、あるいは助成措置の対象にしていくかとおもうことになるかと思いますが、その場合には、やはり御指摘のような事情も勘案いたしまして、弾力的に大臣承認をおろしていくべきである、かような判断のもとに対処していきたいと思っております。

から事実問題としていろいろな問題を練って通産省へ持ってくる、相談していく、それで手直しをしながら始まるのは十一月ごろじゃないか。その実績が事実上あがっていくというのは来年のまた十一月ごろじゃないか。だから来年の方は、ことしの一選抜というんですかね、昔の軍隊のことでは一選抜の上等兵さんですが、その様子を見ながら、しかもそれが具体的にどのようにうまくいくかどうかということを見るのには、来年の十一月ごろまで実際問題としては考え方としてはその模様を見ながら来年度模索をされますが、その結果のよし悪しまで見ようと思えば一年かかるんじゃないだろうか。したがって、来年の十一月ごろから次のものがくふうをこらして出てくるんだから次のように二つあります。(まことに二日目)

までの法は、大体製造規制法といいますか、製造過程を中心とした法であったよう思います。しかし、今日の時点になりますと、発展途上国からの追い上げその他の関係もあって、もっと広い分野、広い視野に立って日本の繊維対策を考えなければならない、そういう意味から縦の線、横の線との連携を密にしながら日本の繊維製品を L D C 諸国と競合しない、より高級な、より多様化した、より個性化した付加価値の高い水準を持ち上

○橋本(利)政府委員 御指摘のようだ、今回の知識集約化を目指す構造改善は、従来のハードを由心とした構造改善とまた異なったむずかしさがあると思います。ただ、先生も御承知のように、織維産業をめぐる内外の情勢変化からいたしまして、どうしてもこの方向に持つていかざるを得ない状況であります。むしろある場合にはモデル的なものもあ

なかなか実態としてはむずかしいんだ、こういうふうに思います。いま局長の御説明のとおり、モデルというものが進んでいけばみんながついてくるんじゃないだろうか。そのモデルとして進まれるものに政府の助成なり手厚い金融措置等を講じるのである、それが将来生き残る道だということが皆さんにわかつてくれれば全部がそういう方向に向いていくんじゃないだろうか。それで行政の方として私はそれも一つのあり方でけつこうだ

が間々あるわけであります。そういうことも考え
て予算の配分をしていかないと、私は実態に合
にくいんじゃないだろうか、こういう感じがする
んですが、いかがお考えになりますか。

○橋本(利)政府委員 先ほど私モデル的な育成と
申し上げましたのは、すべてについてということ
でございませんで、むしろ拙速を戒めるといふ意
味合いにおいて申し上げたわけでございます。非
常に緊迫いたしておりますから、私たちとして、
やはりできるだけ多くの知識集約化グループの育
成ということが必要だということは本旨として考
えておるわけでございます。

それから三年目云々の問題でござりますが、ま
さに御指摘のようなことが実態かとも思います。
ただ、予算につきましては、御承知のように、初年
度分として事業団融資三百二十億の予算を計上い
たしておりますが、これは今後の進捗状況あるい
は実施状況等を勘案いたしましてより多くのもの
を確保していくたい。とりあえず初年度として三
百二十億の予算をお願いいたしておる、こういう
ことでございまして、山場としてやはり三年度目
以降がさらに多くの資金を必要とする時期になる
のではないかと考へております。

○玉置委員 この構造改善の法案もそうでござい
ますが、わが国における繊維業界のあり方として
は、大臣もお話がありましたが、どうしても
開発途上国がまず手がけるのは軽工業であり繊維
産業だと思います。したがって、相当な部分が急
激に追い込まれることはございませんけれども、
徐々にはそういう分野だけは低賃金の開発途上国
に移っていくのは自然のやむを得ない現象かと思
われるわけであります。そういうような意味で
も、繊維産業が日本のあるべき姿として将来とも
発展をし得るのはこういう分野だというPRも徹
底的に並行してしていかなければならぬじやな
いだろうか。こういう意味で、その間、秩序ある
輸入をしてもらうようにしながら、そうしてこち
らの業界がすみやかに将来とも繁栄する自分の分
野に定着をしていくように、こういうような二つ

の行政の指導をやりながらやつていかなければならぬと私は思うのです。全部がそのまま将来とも現在の地位で残り得るということは世界の歴史の過程を見ましてもあり得ないわけでありまして、そういう意味でひとつ御指導をいただきたいと同時に、きのうも問題になりましたし、同僚の議員からも非常に大きく注意や質問をされておりました流通過程の分野の近代化と申しますか、これをどのように今後手をつけておきになろうと思ひになりますか、ひとつ御見解を承つておきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 繊維部門におきます流通につきましては、常に複雑であるとか、あるいは多岐であるとかいわれておるわけでございますが、これはもうくどくどとしたことを申し上げるまでもなく、繊維産業というのは非常にピラミッド型の構造を持つておる。しかもその中で縦、横と申しますか、工程間における素材の流通、製品になってからの流通、こういう問題がございまして、言わるところの複雑多岐性あるいは迂回性という問題が出ておるかと思ひますが、しかしいずれにいたしましても、この流通部門というのは、生産者に対してはもとより消費者にとつても非常に重要な問題でござりますので、一つには物的流通面での近代化を進めていく、いわゆる配送センターをつくるとか、あるいはパレット輸送を導入するとか、あるいは伝票の統一をはかるといった面での近代化も必要かと思ひます。

いま一つは、やはり取引上の問題点と申しますが、いわゆる一方的な経済的優位性を持ちまして不当なあるいは不公平な取り扱いといったような問題も人々見られるところでございます。これにつきましては取引改善協議会といふものをつくりまして、その場で実態を調査すると同時に、解決すべき方向といふものを見出していきたい、かようにも考えておりまして、いすれにいたしましても、今後知識集約化を進めていく過程におきまして、流通網、消費者情報を生産段階にフィードバックするという点でも非常に大きなメリットも持

リットも出てくるということです。そういった面から流通の近代化というものを特に一段と進めていきたい、かように考えております。
○玉置委員 きのうも参考人からお話をございましたが、適正な加工費をもらっていないんだ、こういう話がございました。私ももつともなことだと思いますし、取引条件もだんだんと悪化の一途をたどつておる、弱者と強者の力関係が如実にそこへ出てきておる、こういうことであります。そのかわりこれをきちっとやろうと思いますと、やはり後進国というと語弊がありますが、開発途上国と違う分野の仕事になり切つてこないと、そのことが言うべくして行なわれない関係になつてくるんじゃないだろうか。

それと流通の過程が中小企業の問題に間々入るわけでありますので、国会等もみな避けて通つておるという形になるわけですが、たとえばワインショッ等とか、あまり好み、ファッショニ等のなにがないやつはもう少し流通過程が簡単に、階段が少なくなるような形でないとこのことが行なわれないんじゃないのか。一般的の生産に従事しておる労働者諸君にしてみれば、自分らの工場から出ておる仕切り値段の二倍ないし三倍に売られているような実態は、ほんとうに横から見ておつて苦々しく感じるのだろうと思いますけれども、そういう単品のもので案外アフツションの多様化ということにつながつてないようなものは、もう少し流通過程を短縮することによって日本の繊維産業の海外との対抗力をつけていくという方法があり得るんじゃないだろうかというようなことを考へるのであるのですが、今度の構造改善の中で流通部門をどのように、この法案のどの条文によつてどのようなところへ持つていこうとお考えになつておられるのか、局長からお答えをいただきたいと思ひます。

ます。したがいまして、本法案では、第四条で構成改善事業計画を策定して通産大臣の承認を受けた大臣の指導助言の対象としまして八条の規定があります。そういう場合でも流通業者に対しても織維工業との関連において指導助言をする、たゞ立てる方をとつておるわけでございます。ただ、いずれにいたしましても、御指摘のように、さらに流通過程といふものを短絡化いたしませんとどうしても生産面での効果というものが消費者の段階にまではね返つてこないといったようならみもございます。短絡化と一言で申し上げるのもなかなかむずかしいわけでございますが、一部市況性からくるリスクに対する考え方、あるいはどちらかといいますと流通段階といふのは近代化が立ちおくれておるために経費の増高がそのまま最終価格に上のせざれるという面もございますので、先ほど申し上げたような近代化措置もあり、かつは、それによつて LDC 諸国からの輸入产品との競争力をつけていくことも必要かと考えております。

向にものが進んでおるような感じがします。その中で実際販売する、売り買いをする、見込み生産でありますから、その販売をする能力と申しますが、それから損失に対する補償と、いはりますが損をしたときの、それを引き受けところ、そういうところを見ますと在来のやり方を見ておりましても、将来とも同じだと思いますが、総合商社というよりは専門商社が実態としては一番多いのじやないだろうか。したがつて、私の言わんとするところは、そういう実態の中で大企業の系列化に入り込んでいくようなおそれのある法案である二律背反的なものをどのように措置しておきにならぬのか、この一点お聞きしておきたいのと、もう一点は、ただいまも質問をしました問題であります、近代化何とかという形でものを進めてまいりますが、日本の企業はいまの分野のままで残りにくい性格のものもかなりあるのじやないだろうか、零細な労働集約型の企業がいやといはほどあります現状において、将来は開発途上国に追いやられていく部門が少なからずある。したがつて、それは大臣のお話のように、高級化何かになつていかなければこのまま残り得ないので、こういう問題にわれわれはどうのように対処していくかなければならないのか、この二点につきまして大臣の所見を聞いておきたいと思うのです。

それで結局、好みというようなものは、デパートとかあるいは主として末端消費をやるほうの要望からいろいろな注文を受けて変わっていく、そういう傾向があり、またそれが続くという可能性は十分あると思います。しかし、われわれはいつまでもそういう関係でおることは健全ではあります。そういう意味において商品センターというものが協同組合にございます。この商品センターというようなものを育成していくまして、できるだけ共同の力によってそういう新しいファッショングループを作り、それをあきらめてもいいかぬのであります。しかし、それをあきらめて盛られましたような理想に基づきまして、いまの近代化せよといつても、これは一日にしてなるものではありません。しかし、それはこの法案によつて近代化し合理化していく、そういう営々たる努力を積極的にしていかなければならぬし、その過程において大資本と中小資本との調整、流通過程の合理化というような問題についても取り組んでいかなければならぬと思うのです。そういうことを積極的に合理的に近代化していかない限り、われわれはLDC諸国に対抗できない日本の織維構造で終わってしまう、そういうことでもあると思いますまして、いまのような観点に立つた努力を続けていきたいと思います。

も非常に苦労しなければいかぬ、こう思います。そこで、こちらが思つておる具体化されて出てくる問題には多種多様があるのでないだらうか、なるほどなというような形のものが出てくると思ひますので、せつかくこういう考え方に基づいておやりになるいろいろなグループ化されてきたやつの実態をくみ取つて、その考え方を伸ばしていくというような形で、押しつけるのじやなしに、自發的に、自主的にみんなが考えながら日本の織維産業の構造を改めていくのだ、こういう意味で、弾力的な運営をその間やつていただきたい、こう思いますのと、今度の不況についてみなが心配しておりますのは、金融であり、あれでありますけれども、目先の問題にとりあえず忙殺されてしまいますけれども、今度の不況だけは一体われわれの将来はどうなるのだという頭の痛い問題を二応それぞれがお考えになつておるというのが特徴じやないだらうか、こういう点から見ましても、将来はこういう形に進んでいかなければといふよな意味で、社会主義的に一べんにくつて必要なものだけをびしつと配給していくとのと違うのでありますし、見込み生産の多種多様なвшисьに対して対応していくわけでありますから、なかなかむずかしい問題を包蔵しておる、こう思ひます。

その辺につきましても、ただいま申し上げましたとおり、業界それから業者各位の創意をうまく引き出すことによりまして、それに弾力的な法の適用をしてやつていただくことが一番肝心なところじやないか、こういう感じがしますので、ぜひともそういう方向に持つていつついただくことをお願いをいたしまして、質問を終わりたい、こう思います。ありがとうございます。

○濱野委員長 加藤清二君。

○加藤清二委員 きょうは法案を通してくれて、いう切なる要望でございます。その要望にこたえますから、答弁なさる側も簡潔に要点をびしひと答えていたた

ただきたいと思います。与えられた時間は四十分
だそうでございます。
きょう法案を通すというのに何でこう自民党的
人はいらっしゃらないのでしょうか。どういうこ
とでしようね。
過剰在庫の問題、輸入制限の問題、輸出振興の
問題、こういうふうに要点をかいづまんでお尋ね
いたします。
一番、織維業界の不況を示す一つのデータに
倒産がございます。きょう私がこうやって質問し
ている間にも倒産が続いております。そこで、政
府のほうでも御調査でございましょうが、去年の
十二月からことしの三月にかけて倒産が前年
度比二倍から三倍にふえておるのです。製造業
の倒産が十二月で二十五、一月で二十三、二月で十
四、三月で三十七、それから流通部門、販売のと
ころでもって十二月で二十八、一月三十一、二月
二十七、三月はぐんとふえまして四十六、四、五
月ではこの数がもつとウナギ登りにのぼることが
想定されます。それほど不況なんですね。カンフル
注射が必要だといわれるゆえんでございます。なぜ
そういうだらうか。なぜ織維業だけがそんなに
倒産をしなければならないだらうか。倒産するは
ずはないはずなんです。なぜかならば、政府の構
革的中しておれば——構革とは設備と生産の制
限をしたことなんです。これならば適量である、
この設備ならば適當であると政府が指示をしてき
めた数なんです。にもかわりませず倒産が続出
していくということは、政府の見誤りであつたの
か、それとも業界がなまけていたのか。そ�では
ないのです。なまけていたわけでもなければ、政
府の見通しが誤ったわけでもないのです。原因は
商社の横暴なんであります。商社が買い過ぎたの
であります。内にあるものをよそから買いつぶぎた
のです。ここに原因があるのです。どのくらい去
年買われたかを調べてみますと、何と織維の輸入
が、これも政府が調べになつていらっしゃるで
しょう。三十八億六千六百四十六万五千ドルで
す。これは日本金に直しますと一兆二千億余にな

ります。一体どうしてそんなに要るのですか。これを原料面を抜いたとしましても、加工品でもつて十七億ドル余買い込んでおる。それは五千一百億円余なんです。日本で加工品がどうしてそんなに必要なんですか。売れもしないものをドルが余つたからというのとどんどん買ひ過ぎた。ドルを与えた政府と、そのドルでかつて手つとり早く買える織維を買った商社の思惑、為替の利ざやをさせごうとした商社のどん欲、これが原因になつていま中小企業がどんどんと倒れておる。罪と罰が逆転しておるのでした。したがつて、ここに政府が指導性を發揮して、倒れていく業界を教わなければならぬという任務があると思ひます。まず大臣にお尋ねする。一体このままいつたならば倒産は四月、五月ふえるかふえないか、とめることができるかできないか、これをまず承りたい。

○中曾根國務大臣 織維の不況につきましては、

加藤先生御指摘のように、過剰輸入という要素が非常に大きく作用しておると思います。

それで、倒産の情勢につきましては、この六月にかけましてこのままではつておけばさらに急増する危険性があるよう考へております。そこで先般来先生から、金融そのほかの対策を急議じて、われわれも倒産を防止するためにできるだけ大蔵省と数字の詰めをやりまして、その対策が公表されればそれで心理的効果もあり、そちらの面からも銀行の融資の道がつくという可能性も十分出てまいりますから、いま先生の御指示に従つて鋭意やつておるところとぞります。

先ほどちょっとと局長が申し上げましたように、

この四一六において五千五百億円の政府系三機関の融資を行なうワクを持っておりますが、その中で千五百億円を下らざるものと織維に向ける考え方でいまこれは決着しております。

そのほか三千二百億円の民間融資を考へておるわけでござりますけれども、その中の相当部分を織維のほうに向けるように、これは民間融資でござりますから、大蔵省の銀行局等とも連携をとり

ましていろいろ内面的に協議をし、銀行側に協力をしてもらつよう、これもいま詰めをやつて、大体目標のゴールというか、そういうものをいま努力をしておる最中でござります。

そのほか今次の不況にかんがみまして、政府系三機関の五千五百億円のワクをさらにふやしてもらおう、こういうわけで、これもかなりのワクについていま大蔵省と折衝しております、その一

般不況対策の中でこれまで織維に向ける部分をかなりふやす、そういう考えに立つて五千五百億円

プラスアルファの追加分について、これもいま折衝しております、一週間くらいの間にこれは公表できるようになります。

そのほか染毛とか染色等でいわゆる中堅企業、

中小企業のワクには入らないが、しかしながら在庫や滞貨があつてそれが結局末端のほうに響いて

おるわけでございますから、個々の銀行との間で融資の話し合いをしてもらいまして、それについてわれわれのほうで積極的に協力して銀行のほうにも要請していく、そういうような形で金融の道を開いてそちらの面からも不況対策を講じていくといふこともやつつあります。

〔委員長退席、稻村（佐）委員長代理着席〕

そのほか、御指摘がありました借金の返済の問題、これについてはすでに通達を出しまして、個別にそういう該当するものについては返済猶予を行なう、あるいは税金につきましても同じように大蔵省と連絡をとりまして、個別的なケースについて織維の場合には特に考へてもらつて、税金の延納、猶予等について措置をするように、これも先般すでに通達を出しておりまして、やつてもらうことにしております。

そういうような形で、とりあえず現在の危機を乗り切るように行ないつつ、一般的な消化に基づく市況の回復、バランスの回復ということをはか

ります。これから取引銀行等からもその事情については十分聞いておりまして、その実情というのは私も十分認識しております。したがいまして、これに対しまして、健全な企業が金融面から倒産するとい

うのないように十分配意するという点につきましては、ただいま大臣がお答えになつた点と私ども全く同意意見でございます。同じ気持ちでおりま

す。

そこで、いま大臣のお答えになりました点も

う少し大蔵省サイドから詳しく述べたいします

と、政府系の中小三機関の四一六の現在の貸し出

しのワクというものは五千五百億ござります。これ

は去年に比べても相当の増額になつておるわけ

ございますが、この点につきましては、通産省から

のワクといふのは五千五百億ござります。これ

がむずかしくなつた。工賃は切り下げられる。

物のみなすべてが上がりつてゐるやさきに、織維業界

だけは工賃までが下がつておる。首切りです

が行なわれている。倒産といふれば当然首切りです

ね。労働者までが犠牲をしよわされておる。どう

してそなつたかといえば、それは商社が買ひ過ぎたからなんだ。商社がどうして外国からそんな

に買つておられたかといつたら外貨を与えたからだ。外貨が余り過ぎたからさあ使え、さて使え

で商社に与えて、商社にかつてて買わせたからなんだ。したがつて、原因の一端は大蔵省の外貨の放漫政策にあるというても過言ではない。したがつて、大蔵省がまいた種は刈り取つてもらわなければならぬ。その思惑をやつた大きな商社が倒れ

ていくといふなら、これは自業自得だ。しかし、

そのおかげで罪のない織維業界や零細企業がどんどん倒れつてあるということは、これは見過ごすわけにはいかぬでしよう。ただいま通産大臣中曾根さんがおつしやられました四つの問題につい

て、これは通産省だけではできることではあります。

○米山説明員 先生御指摘のよう、織維業界がいま非常な苦境に立ち至つておるという点につきましては、監督官庁であります通産省からも十分

事情を聞き、また業界等の陳情もございます。そ

れから取引銀行等からもその事情については十分

聞いておりまして、その実情というのは私も十分

認識しております。したがいまして、これに対し

まして、健全な企業が金融面から倒産するとい

うのないように十分配意するという点につきま

す。

そこで、いま大臣のお答えになりました点も

う少し大蔵省サイドから詳しく述べたいします

と、政府系の中小三機関の四一六の現在の貸し出

しのワクといふのは五千五百億ござります。これ

は去年に比べても相当の増額になつておるわけ

ございますが、この点につきましては、通産省から

のワクといふのは五千五百億ござります。これ

がむずかしくなつた。工賃は切り下げられる。

物のみなすべてが上がりつてゐるやさきに、織維業界

だけは工賃までが下がつておる。首切りです

が行なわれている。倒産といふれば当然首切りです

ね。労働者までが犠牲をしよわされておる。どう

してそなつたかといえば、それは商社が買ひ過ぎたからなんだ。商社がどうして外国からそんな

に買つておられたかといつたら外貨を与えたからだ。外貨が余り過ぎたからさあ使え、さて使え

で商社に与えて、商社にかつてて買わせたからなんだ。したがつて、原因の一端は大蔵省の外貨の放漫政策にあるというても過言ではない。したがつて、大蔵省がまいた種は刈り取つてもらわなければならぬ。その思惑をやつた大きな商社が倒れ

ていくといふなら、これは自業自得だ。しかし、

そのおかげで罪のない織維業界や零細企業がどんどん倒れつてあるということは、これは見過ごすわけにはいかぬでしよう。ただいま通産大臣中曾根さんがおつしやられました四つの問題につい

て、これは通産省だけではできることではありません。

○米山説明員 先生御指摘のよう、織維業界がいま非常な苦境に立ち至つておるという点につきましては、監督官庁であります通産省からも十分

事情を聞き、また業界等の陳情もございます。そ

れから取引銀行等からもその事情については十分

聞いておりまして、その実情というのは私も十分

認識しております。したがいまして、これに対し

まして、健全な企業が金融面から倒産するとい

うのないように十分配意するという点につきま

す。

そこで、いま大臣のお答えになりました点も

う少し大蔵省サイドから詳しく述べたいします

と、政府系の中小三機関の四一六の現在の貸し出

しのワクといふのは五千五百億ござります。これ

は去年に比べても相当の増額になつておるわけ

ございますが、この点につきましては、通産省から

のワクといふのは五千五百億ござります。これ

がむずかしくなつた。工賃は切り下げられる。

物のみなすべてが上がりつてゐるやさきに、織維業界

だけは工賃までが下がつておる。首切りです

が行なわれている。倒産といふれば当然首切りです

ね。労働者までが犠牲をしよわされておる。どう

してそなつたかといえば、それは商社が買ひ過ぎたからなんだ。商社がどうして外国からそんな

に買つておられたかといつたら外貨を与えたからだ。外貨が余り過ぎたからさあ使え、さて使え

で商社に与えて、商社にかつてて買わせたからなんだ。したがつて、原因の一端は大蔵省の外貨の放漫政策にあるというても過言ではない。したがつて、大蔵省がまいた種は刈り取つてもらわなければならぬ。その思惑をやつた大きな商社が倒れ

ていくといふなら、これは自業自得だ。しかし、

そのおかげで罪のない織維業界や零細企業がどんどん倒れつてあるということは、これは見過ごすわけにはいかぬでしよう。ただいま通産大臣中曾根さんがおつしやられました四つの問題につい

て、これは通産省だけではできることではありません。

○米山説明員 先生御指摘のよう、織維業界がいま非常な苦境に立ち至つておるという点につきましては、監督官庁であります通産省からも十分

事情を聞き、また業界等の陳情もございます。そ

れから取引銀行等からもその事情については十分

聞いておりまして、その実情というのは私も十分

認識しております。したがいまして、これに対し

まして、健全な企業が金融面から倒産するとい

うのないように十分配意するという点につきま

す。

そこで、いま大臣のお答えになりました点も

う少し大蔵省サイドから詳しく述べたいします

と、政府系の中小三機関の四一六の現在の貸し出

しのワクといふのは五千五百億ござります。これ

は去年に比べても相当の増額になつておるわけ

ございますが、この点につきましては、通産省から

のワクといふのは五千五百億ござります。これ

がむずかしくなつた。工賃は切り下げられる。

物のみなすべてが上がりつてゐるやさきに、織維業界

だけは工賃までが下がつておる。首切りです

が行なわれている。倒産といふれば当然首切りです

ね。労働者までが犠牲をしよわされておる。どう

してそなつたかといえば、それは商社が買ひ過ぎたからなんだ。商社がどうして外国からそんな

に買つておられたかといつたら外貨を与えたからだ。外貨が余り過ぎたからさあ使え、さて使え

で商社に与えて、商社にかつてて買わせたからなんだ。したがつて、原因の一端は大蔵省の外貨の放漫政策にあるというても過言ではない。したがつて、大蔵省がまいた種は刈り取つてもらわなければならぬ。その思惑をやつた大きな商社が倒れ

ていくといふなら、これは自業自得だ。しかし、

そのおかげで罪のない織維業界や零細企業がどんどん倒れつてあるということは、これは見過ごすわけにはいかぬでしよう。ただいま通産大臣中曾根さんがおつしやられました四つの問題につい

て、これは通産省だけではできることではありません。

○米山説明員 先生御指摘のよう、織維業界がいま非常な苦境に立ち至つておるという点につきましては、監督官庁であります通産省からも十分

事情を聞き、また業界等の陳情もございます。そ

れから取引銀行等からもその事情については十分

聞いておりまして、その実情というのは私も十分

認識しております。したがいまして、これに対し

まして、健全な企業が金融面から倒産するとい

うのないように十分配意するという点につきま

す。

なお、地域的に相当かたまつておりますので、特定の銀行に相当負担がかかるという問題があると思います。現在きびしい窓口規制がとられるわけでございますが、そうした範囲内でできるだけそうしたものについて要請を受けていくよう指導してまいりますつもりであります。

○加藤(清二)委員 この織維の不況の実情はよく認識している、したがって、通産大臣のお答えになりました件については全面的に賛成である、その立場から三公庫の問題、市中銀行の問題、特殊関係の問題とお答えになりましたが、政府三公庫から貸している金の返済期限が来ているものの延期、それから税金の延納の問題、これが大臣の答えとあなたの答えとを比較すると、あなたの答えが漏れていますが、これはどうなんですか。

○米山説明員 中小企業等で政府機関から借りた金がいろいろの事情でなかなか返せないという問題につきましては、これはやはりその事情をよく聞きまして、ケース・バイ・ケースで、必要な場合には延納を認めていくという方向で処理していくたいと思っております。

○加藤(清二)委員 つまり政府公庫へ返済する時期が来ているものもケース・バイ・ケースで延期を認める、それから税もまたケース・バイ・ケー

スで延納を認める、こうしたことですね。もう一度確認しておかぬと、あのときはああ言つたけれども今度はそうでございませんといふことがときどきありますからね。どうなんです。もう一度言いましょうか。わかりますか。

○米山説明員 私、金融の問題で、税の問題は国税局なり主税局の問題でござりますので答える権限がございませんので、ごんべんいただきたいと思います。

○加藤(清二)委員 じゃ税の問題で答える人は、大蔵省関係はここにいらっしゃいますか、いらっしゃいませんか。——いらっしゃらない。それじや、あなたからよく伝えておいてください。なんでしたらこの委員会へ出ていただきます、國

税局長官に。いまから呼んで、いらっしゃればな

おけつこうですが、それは時間がなくてだめだとおっしゃるならば、後ほどこの委員会へ国税局長官に出でていただきます。ただし、いま大臣が答弁なさったとおりに意見が一致してそれが実行に移されるというのだったら、何もわざわざここへ出でていただかぬでもけつこうです。しかし、通産大臣とは意見が違う、それは聞こえませんというのをございましたら、これは閣内不統一でございますからぜひ出していただきだかぬと事が済まぬわけです。じや、あなたの責任を持つて国税局の長官に伝えるということは可能です。伝えるということが可能であるかないか、それだけ……。

○米山説明員 この委員会の席上で大臣がお答えになつたおことばと、それから先生からいまお伝えするようにということでござりますので、私は國税局のほうへお伝えしておきます。

○加藤(清二)委員 もう一点。あなたは実情をよく認識しているとおっしゃられました。しかし、異常であるかないかは、まだそこまでは認識していらつてしまふやうな口ぶりでござります。

そこで、私がこれから具体的な事実を申し上げます。

○橋本(利)政府委員 昨年は特殊要因も働いてお

異常であるかないかは、まだそこまでは認識していらつてしまふやうな口ぶりでござります。

○松尾説明員 私どもも昨年の輸入の増加はきわ

めて急激であり、非常な伸びであると考えております。

○加藤(清二)委員 大蔵省にお尋ねする。これは

異常ですか、異常でありませんか。平常ですか。

○加藤(清二)委員 輸入が伸びました。異常に伸

びました。そうしたら織維業界は、内地は不況に

なりました。そうして倒産が続出して、倒産も二

倍、三倍とふえました。まさに異常です。その原

因は、もう一度申し上げます。大蔵省、よく聞い

てください。なぜそんなに買えたか。ドルがあつたからです。だれがそのドルを与えたか。大蔵省が与えたからです。だれが買つたか。機屋が買つたわけではありません。縫製加工業が買つたわけ

でもありません。紡績が買つたわけでもありません。買ったものは全部商社です。だから買った商

社、特に二社五綿、この商社と、それにドルを与

えた大蔵省が責任を負うべきだと思う。責任ある

答弁を……。

○松尾説明員 私どもは関税局でござりますが、織維産業——まあ開港というものを考えます場合に、当然のことでござりますけれども、国内産業

つとひどいのは何か。織織物。ここに機屋のつぶ

れる原因がある。織織物は金額にして三億ドル余りでござります。これは前年度比三一四・一%合織織物に至つては七二二%入つておる。メリヤス、これが三一%。むちやくちやでしょ

う。これを異常と言わずして何と言うのです。布

帛衣類、これが金額にして何と二億ドル余入つて

いる。これは前年度比五〇四%だ。これじゃあな

た、縫製加工もいかれるはずですよ。綿織物から

メリヤスからすべて三倍、五倍と買つておる。原

料がふえたというのならいざ知らず、糸から織物

からメリヤスからみんな三倍、五倍だ。これを異

常と言わざして何と言うのです。

生活産業局長に聞く。これは平常ですか。

○橋本(利)政府委員 昨年は特殊要因も働いてお

るかと思いますが、きわめて異常な状態であると

判断いたしております。

○加藤(清二)委員 大蔵省にお尋ねする。これは

異常ですか、異常でありませんか。平常ですか。

○加藤(清二)委員 将来のことはいざ知らず、い

まカソフル注射が必要なんです。死んでしまって

からでは手おくれなんです。いまばたばたと死に

つつある。死んでしまってからどんなにいい薬を

盛つたって死人に口なし、飲むことも、注射を打

つてもどうにもならない。いまの問題なんです。

○松尾説明員 いや特別扱いをしているとおっしゃられますか。

○加藤(清二)委員 輸入が伸びました。異常に伸

びました。そうしたら織維業界は、内地は不況に

なりました。そうして倒産が続出して、倒産も二

倍、三倍とふえました。まさに異常です。その原

因は、もう一度申し上げます。大蔵省、よく聞い

てください。なぜそんなに買えたか。ドルがあつ

たからです。だれがそのドルを与えたか。大蔵省

が与えたからです。だれが買つたか。機屋が買つたわけではありません。縫製加工業が買つたわけ

でもありません。紡績が買つたわけでもありません。買ったものは全部商社です。だから買った商

社、特に二社五綿、この商社と、それにドルを与

えた大蔵省が責任を負うべきだと思う。責任ある

答弁を……。

○松尾説明員 私どもは関税局でござりますが、

織維産業——まあ開港というものを考えます場合に、当然のことでござりますけれども、国内産業

というものに配慮をして関税というものを考えて

まい。織維の関税というものは、現在の日本ではいろいろな開港体系の中では比較的高い部類に属しております。それから織維産業に対する従来私どもが行なつてしまいまして配慮といたしまして、たとえば開港途上国に対する特恵開港の供与をしてまいりたい、かように考えております。

という際にも、織維産業につきましては、いろい

ろほかの商品、産業とは違つた配慮をいたしてき

ております。今後ともこの開港政策を考えます場

合に、個々の産業の実情、それから当然のことな

がら、その産業を主管しておられます産業主管省

と十分協議をしてまいりまして、開港政策の運用

をしてまいりたい、かようにしております。

○加藤(清二)委員 将來のことはいざ知らず、い

まカソフル注射が必要なんです。死んでしまって

からでは手おくれなんです。いまばたばたと死に

つつある。死んでしまってからどんなにいい薬を

盛つたって死人に口なし、飲むことも、注射を打

つてもどうにもならない。いまの問題なんです。

○松尾説明員 いや特別扱いをしているとおっしゃられますか。

○加藤(清二)委員 輸入が伸びました。異常に伸

びました。そうしたら織維業界は、内地は不況に

なりました。そうして倒産が続出して、倒産も二

倍、三倍とふえました。まさに異常です。その原

因は、もう一度申し上げます。大蔵省、よく聞い

てください。なぜそんなに買えたか。ドルがあつ

たからです。だれがそのドルを与えたか。大蔵省

が与えたからです。だれが買つたか。機屋が買つたわけではありません。縫製加工業が買つたわけ

でもありません。紡績が買つたわけでもありません。買ったものは全部商社です。だから買った商

社、特に二社五綿、この商社と、それにドルを与

えた大蔵省が責任を負うべきだと思う。責任ある

答弁を……。

○松尾説明員 私どもは関税局でござりますが、

織維産業——まあ開港というものを考えます場合に、当然のことでござりますけれども、国内産業

てなお隣と仲よくしておつたら、そんなものは道楽おやじだ。そうでしょう。女房がそういうことをやれば、これはよろめきだ。それをいま政府はやつておるんだ。行なつて平然としておる。特別に配慮をしているとおつしやつたが、しほりについてどれだけ特別な配慮が行なわれたのですか。大島についてどれだけの配慮が行なわれたのですか。承りたい。

○松尾説明員 関税というものの機能いたしまして産業保護の機能を持つておるという点を申し上げたわけあります。産業の保護というのは関税がすべてでございませんで、関税政策ももちろんその産業保護という役割りを果たすべきでございますけれども、より広い意味からいろいろ産業保護の政策もあるうかと存じます。どういう政策を個々の商品についてとつらいかかといふ私、実は申しわけございませんが対外関係の仕事をしておりますので、個々のしばりその他の産業の実情につきまして必ずしも十分承知をいたしておりませんが、つむぎにつきましては、当委員会あるいは大蔵委員会等におきましても、今国会におきましてしばしば御質問、御指摘がございました。そこで、たゞまに御質問、御指摘がございました。私は、現行関税法のたまえのもと、厳正に税関としてはやつておるということでござります。しばりその他にございませんので、申しあげございませんが例として大島つむぎの例をお答えいたしました。

○加藤(清二)委員 大蔵省、いいですか。よく聞いてくださいよ。しばしばどころじやないんであります。本委員会でも何度も指摘され、何度も注意があつたかわらないんです。にもかかわらず一向にこしを上げないと、いまさら関税の解説をあなたに聞こうとは思っていない。ただやるか

やらないか、いつ実行に移すか、これだけのことなんだ。

○御参考に申し上げておきます。国際関係、国際関係とおつしやられます。アメリカは日本に対してどういう制限をしたか。織維の制限をどうし

たか。アメリカは八〇%じゃありませんよ。オーバル消費のわずか五%しか諸外国からは買ひません、ウールに例をとると。その五%の中の日本の

占めるシェアが一四%をこえたことはないんです。そうするとどうなる。一、五の十で百分の一

なんです。日本からアメリカへ輸出されるウールはアメリカのオール消費の百分の一、これは三日分ですよ、一年間にすると。それで制限ときておるんだ。コットンしかり。ワンダラーブラウス以来もう二十年の余にもなる。アメリカと日本との関係は、事織維に関する限りはアメリカの制限の歴史なんです。わずか三%か五%ですよ。最高でもつたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

ことか。アメリカでは、日本の織維製品に対

どだけ製造部門において需給のバランスを保つたとしても、輸入が野放しで内地がぶつ倒れてお平気で輸入されておつたら、これは切りがれないと、それがかかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

○吉田(文)政府委員 先生仰せのとおり、商品の原産国に関する不当な表示、これは景品表示法四

条三項に基づきます告示でございますが、昨年の

十月十六日に公布しまして、四十九年の五月一日から施行されております。この内容としましては、国産品について外國製品とまぎらわしいよう

な表示がある場合、それから外國製品について、

その原産国とまぎらわしいような表示がある場合

に、そういうまぎらわしい表示をしてはいけない

ことになります。

○橋本(利)政府委員 なぜ韓国から買わなくちゃ

いけないかという御質問でございますが、わが国

は一応貿易立国と申しますが、自由貿易主義をと

つておるということで、韓国にかかわらず一応自

由活動に原則として輸出入をゆだねておるとい

ります。メカニカル、卸、小売りの団体に対してこ

の趣旨等を徹底してきましたつもりでござります

が、まだどうも十分に周知徹底されていない

うらみがござります。しかし、特に外國で生産さ

れました商品について、それが表示がなけれ

ば——これは全然表示がない場合に表示を義務づけるということは現在の規定ではできません。現

行法ではできませんけれども、何らかの表示があ

る場合に、それがどこの国でつくられたのかきわめてまぎらわしいという場合には、この告示によりまして規制をするということになつております。この告示の運用につきましては今後周知徹底を一そはかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

○吉田(文)政府委員 先生仰せのとおり、商品の原産国に関する不当な表示、これは景品表示法四

条三項に基づきます告示でございますが、昨年の

十月十六日に公布しまして、四十九年の五月一日から施行されております。この内容としましては、国産品について外國製品とまぎらわしいよう

な表示がある場合、それから外國製品について、

その原産国とまぎらわしいような表示がある場合

に、そういうまぎらわしい表示をしてはいけない

ことになります。

○橋本(利)政府委員 なぜ韓国から買わなくちゃ

いけないかという御質問でございますが、わが国

は一応貿易立国と申しますが、自由貿易主義をと

つておるということで、韓国にかかわらず一応自

由活動に原則として輸出入をゆだねておるとい

ります。メカニカル、卸、小売りの団体に対してこ

の趣旨等を徹底してきましたつもりでござります

が、まだどうも十分に周知徹底されていない

うらみがござります。しかし、特に外國で生産さ

れました商品について、それが表示がなけれ

ば——これは全然表示がない場合に表示を義務づ

けるということは現在の規定ではできません。現

行法ではできませんけれども、何らかの表示があ

る場合に、それがどこの国でつくられたのかきわめてまぎらわしいという場合には、この告示によりまして規制をするということになつております。この告示の運用につきましては今後周知徹底を一そはかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

○吉田(文)政府委員 先生仰せのとおり、商品の原産国に関する不当な表示、これは景品表示法四

条三項に基づきます告示でございますが、昨年の

十月十六日に公布しまして、四十九年の五月一日から施行されております。この内容としましては、国産品について外國製品とまぎらわしいよう

な表示がある場合、それから外國製品について、

その原産国とまぎらわしいような表示がある場合

に、そういうまぎらわしい表示をしてはいけない

ことになります。

○橋本(利)政府委員 なぜ韓国から買わなくちゃ

いけないかという御質問でございますが、わが国

は一応貿易立国と申しますが、自由貿易主義をと

つておるということで、韓国にかかわらず一応自

由活動に原則として輸出入をゆだねておるとい

ります。メカニカル、卸、小売りの団体に対してこ

の趣旨等を徹底してきましたつもりでござります

が、まだどうも十分に周知徹底されていない

うらみがござります。しかし、特に外國で生産さ

れました商品について、それが表示がなけれ

ば——これは全然表示がない場合に表示を義務づ

けるということは現在の規定ではできません。現

行法ではできませんけれども、何らかの表示があ

る場合に、それがどこの国でつくられたのかきわめてまぎらわしいという場合には、この告示によりまして規制をするということになつております。この告示の運用につきましては今後周知徹底を一そはかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

○吉田(文)政府委員 先生仰せのとおり、商品の原産国に関する不当な表示、これは景品表示法四

条三項に基づきます告示でございますが、昨年の

十月十六日に公布しまして、四十九年の五月一日から施行されております。この内容としましては、国産品について外國製品とまぎらわしいよう

な表示がある場合、それから外國製品について、

その原産国とまぎらわしいような表示がある場合

に、そういうまぎらわしい表示をしてはいけない

ことになります。

○橋本(利)政府委員 なぜ韓国から買わなくちゃ

いけないかという御質問でございますが、わが国

は一応貿易立国と申しますが、自由貿易主義をと

つておるということで、韓国にかかわらず一応自

由活動に原則として輸出入をゆだねておるとい

ります。メカニカル、卸、小売りの団体に対してこ

の趣旨等を徹底してきましたつもりでござります

が、まだどうも十分に周知徹底されていない

うらみがござります。しかし、特に外國で生産さ

れました商品について、それが表示がなけれ

ば——これは全然表示がない場合に表示を義務づ

けるということは現在の規定ではできません。現

行法ではできませんけれども、何らかの表示があ

る場合に、それがどこの国でつくられたのかきわめてまぎらわしいという場合には、この告示によりまして規制をするということになつております。この告示の運用につきましては今後周知徹底を一そはかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

○吉田(文)政府委員 先生仰せのとおり、商品の原産国に関する不当な表示、これは景品表示法四

条三項に基づきます告示でございますが、昨年の

十月十六日に公布しまして、四十九年の五月一日から施行されております。この内容としましては、国産品について外國製品とまぎらわしいよう

な表示がある場合、それから外國製品について、

その原産国とまぎらわしいような表示がある場合

に、そういうまぎらわしい表示をしてはいけない

ことになります。

○橋本(利)政府委員 なぜ韓国から買わなくちゃ

いけないかという御質問でございますが、わが国

は一応貿易立国と申しますが、自由貿易主義をと

つておるということで、韓国にかかわらず一応自

由活動に原則として輸出入をゆだねておるとい

ります。メカニカル、卸、小売りの団体に対してこ

の趣旨等を徹底してきましたつもりでござります

が、まだどうも十分に周知徹底されていない

うらみがござります。しかし、特に外國で生産さ

れました商品について、それが表示がなけれ

ば——これは全然表示がない場合に表示を義務づ

けるということは現在の規定ではできません。現

行法ではできませんけれども、何らかの表示があ

る場合に、それがどこの国でつくられたのかきわめてまぎらわしいという場合には、この告示によりまして規制をするということになつております。この告示の運用につきましては今後周知徹底を一そはかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

○吉田(文)政府委員 先生仰せのとおり、商品の原産国に関する不当な表示、これは景品表示法四

条三項に基づきます告示でございますが、昨年の

十月十六日に公布しまして、四十九年の五月一日から施行されております。この内容としましては、国産品について外國製品とまぎらわしいよう

な表示がある場合、それから外國製品について、

その原産国とまぎらわしいような表示がある場合

に、そういうまぎらわしい表示をしてはいけない

ことになります。

○橋本(利)政府委員 なぜ韓国から買わなくちゃ

いけないかという御質問でございますが、わが国

は一応貿易立国と申しますが、自由貿易主義をと

つておるということで、韓国にかかわらず一応自

由活動に原則として輸出入をゆだねておるとい

ります。メカニカル、卸、小売りの団体に対してこ

の趣旨等を徹底してきましたつもりでござります

が、まだどうも十分に周知徹底されていない

うらみがござります。しかし、特に外國で生産さ

れました商品について、それが表示がなけれ

ば——これは全然表示がない場合に表示を義務づ

けるということは現在の規定ではできません。現

行法ではできませんけれども、何らかの表示があ

る場合に、それがどこの国でつくられたのかきわめてまぎらわしいという場合には、この告示によりまして規制をするということになつております。この告示の運用につきましては今後周知徹底を一そはかるとともに、これによつてきびしく規制をしてまいりたいというふうに考えております。

○加藤(清二)委員 なぜ、これは平等に扱えない

べきで、そうしてこれを韓国ものといわずにデ

パートではみんな内地ものとして売つてある消

費者こそい迷惑なんです。したがつて、構革を

完全に行なう立場からいつても、そのための法律

なんです。その立場からいつても消費者を守る、消費者にこれはにせものであるということをよく

認識させて買わせるところの方途を講じなければ

ならない。だから私は、いままでせめて百歩を譲つたとしても原産国表示ぐらいはすべきであると何

とも言つてきた。公取にお尋ねする。「五月一日から新しい方途が開かれる」と聞いておるが、どうい

うことになつていますか。

入商社等につきまして、政府としては内面的にいろいろ懇談をして、そしていまのような方向に誘導していく、こう、二つういうことで、これを参考あら

輸入、対前年比、どうなつておるのか、ひとつお示しを願いたいと思います。

はするわけですけれども、四月から操短をやりまして週休一日制をとつておる。登録制をとりまし

る、かように考えておるわけでございます。輸入数量制限あるは緊急関税の引き上げ等によりま

輸入、そういう考え方にしてやりたいと思っておるわけであります。

午後零時四十四分休憩

牛街

午後二時十二分開講
○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○野間委員 前回のときには本構造改善、これに関連して零細企業者に対する保護の問題並びにこの構造改善事業と大企業、商社との関係について中心に質問したわけですがれども、きょうは開発途上国からの輸入の問題並びに日本の産業の海外投資の問題、これらを中心いて政府の織維産業に対する施策について質問をしたいと思います。

最初にお伺いしたいのは、先ほどからもずいぶん論議がされておりましたし、またきのうの参考意見の中でも出てこつこつとさざらりと下され

ども、開発途上国からの繊維製品の輸入の増大、しかもこれ 자체が本法案を提出する一つの理由にもあげられておりますが、ここで私は、個別的に別珍とコールテン、これらを例にとつてまず実情を見てみたいと思うのです。

お聞きしたいのは、その別珍、コールテン、これららの生産から輸出、輸入、この推移についてであります。便宜こちらのほうから数字を申し上げるわけであります。総じて生産は減少しておる、輸出も減つておる、輸入はずつとふえておるというのが大きな特徴ではなかろうか、このように思います。そこで、四十八年度の生産、輸出、

輸入、対前年比、どうなつておるのか、ひとつお示しを願いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 まず別珍の輸出状況でござりますが、四十七年の輸出実績は八百五十九万平米、四十八年は三百十八万六千平米と非常に激減いたしております。うち、対米だけを取り上げて申し上げますと、四十七年は二百五十五万平米、四十八年は八十四万七十平米になつております。

それから次にコールテンの輸出でございますが、四十七年が四千百七十九万平米、四十八年が二千四百四十二万一千平米と、これも半減いたしております。

次に輸入状況でございますが、これは統計が細分されておりませんので、パイル織物及びセミール織物の輸入状況としてとらえますと、四十七年が七百八十万平米に対しまして四十八年は一千百万平米と増加いたしております。

○野間委員 私のもらつた資料によると、そういう結果が出ております。これは百分比にいたしますと、まず輸出については、別珍が四十七年対比で約三七%ですね。六三%の減になつておる。コールテンが同じく四十七年対比で四十八年が五八・四%で四一・六%減、こういう結果ですね。

それからいまの輸入状況については、四十七年対比で四十八年が一五四・五%増、非常に激しい勢いでこれらの輸入があえている。これが特徴であろうかと思ひます。

それからなお生産についても、輸入が非常にふえておるけれども、生産が、四十七年が一千三百八十万平米ですか、それが四十八年が一千六百万平米、コールテンは五千九十九万平米から四千四百七十万平米ですか、減つておる。四十九年になりますと、これは月別の統計をもらつておりますけれども、これもとりわけそのコールテンの生産減が非常に特徴的に出ておる。この前のときにも、私は別珍、コールテンの産地、いわゆる天龍社産地、これを中心にいろいろと申し上げたわけがあります。すなわち、この不況対策として、みずからが生産調整をやらなければならぬ。これは重複

分されておりませんので、ペイル織物及びセミール織物の輸入状況としてとれますと、四十七年が七百八十万平米に対しまして四十八年は一千五百平米と増加いたしております。

コールテンが同じく四十七年対比で四十八年が五八・四%で四一・六%減、こういう結果ですね。それからいまの輸入状況については、四十七年対比で四十八年が一五四・五%増、非常に激しい勢いでこれらの輸入があえている。これが特徴であるかと思います。

それからなお生産についても、輸入が非常にふえておるけれども、生産が、四十七年が一千三百

八十万平米ですか、それが四十八八年が一千六百万平米、コールテンは五千九十九万平米から四千四百七十万平米ですか、減つておる。四十九年になりますと、これは月別の統計をもらっておりますけれども、これもとりわけそのコールテンの生産減が非常に特徴的に出ておる。この前のときに、私は別珍、コールテンの産地、いわゆる天龍社産地、これを中心にいろいろと申し上げたわけであります。すなわち、この不況対策として、みずからが生産調整をやらなければならぬ。これは重複

る、かよう考へておるわけでござります。輸入数量制限あるいは緊急關稅の引き上げ等によりまして対処するということはきわめて直接的な効果があるというところからの御指摘かと思うわけでございますが、ただ、これの發動につきましては、貿易全体の立場でどう判断するか、あるいは開発途上國からするところの政治的、經濟的のフリクションをどう判断するか、あるいは先刻御承知かと思ひますが、昨年の暮れジエネーブで合意を見ました織維の多国間協定に基づきまして、近くわが國はアメリカその他の國と交渉に入る、いわゆる國際的な場でそういった先進諸國を相手にいたしまして二國間協定の改善方についていろいろと交渉を開始しなければならないといったような事態にも差し当たつておるわけでござります。したがいまして、輸入制限の御指摘ではござりますが、むしろ金融面でこれに対処していくべきではなかろうかというのがだいまの心境でござります。と申しますのは、なるほど昨年一年間は特殊な事情もございまして、非常にたくさん輸入架物が入ってきたわけでございますが、昨今と申しますか、三月以降輸入の動向といふものがだんだんと落ちつきを見せております。問題は、むしろいままでに通関した過剰在庫をどう処理するかという面で対処をすべきではなかろうかという判断から金融対策に重点を置いてこの不況を乗り切りたい、かよう考へておるわけでござります。

す。このようにアメリカとかあるいはイギリス、これらと比べて一般の関税率が五・六%といううな非常に低い率になつておる。とりわけいま由来し上げた特惠供与国、これらについてこれの半分ということになつておるわけですね。こういうふうなことではたしていいのかどうか。私も決して輸入の全部をストップしろということを申し上げておるわけじゃない。適宜適切に輸入を規制するということは、先ほど来申し上げておるように、国内のこの織維産業の不況をどう打開していくか。確かに金融面が一つの方法であります。同時に、このような関税率から考へても、やはりかかるべく手直しをする必要があるのじゃないか、こういう点からアメリカ、イギリスに比べて日本の関税率、これらをどのように考へているのか、ひとつお聞かせを願いたいと思うのです。

まだのようですねけれども、一応方式としてはやはり同じようにエスケープクローズ方式をとるという方向のようですね。ところが日本の場合には、このセーフガードについて一定のシーリングワクというものを設けておるのでありますけれども、これについても、昨年の六月ですか、以降についでは、これを越えても停止の措置をとらない、こういうことで結局野放しに今日まできておるのが現状ではなかろうか、このように私は思うのです。ですから、一般的な問題はともかくとして、個々具体的な特別ないまの別珍、コールテン等々に関して言いましても、このような点でエスケープクローズ方式をとるなり、あるいはシーリングワクを厳重にして、そしてこれらの規制をするのがやはり必要じゃないか、こういうふうに私は考えるのです。やろうと思えばいまでもできると思うのです。局長は、いまの時点ではまだこれをやる方法は考えていないというふうな答弁のようですがれども、いまのこの現状を踏まえても、なおかついまの別珍、コールテンにこのような措置をとる意思はないかどうか、さらに答弁を求めます。

○橋本(利)政府委員 若干お答えが一般的になるかと思いますが、御承知のように、特恵につきましては、四十六年から貿易面からする経済協力の一環ということで実施いたしておるわけでござります。その際にも、繊維産業というのはきわめて中小企業が多いということ、それから発展途上国からの追い上げに直面しておるといったような事態から、供与品目あるいは税率あるいは管理制度等につきまして特段の措置を講じておるというのが現状でございます。

ただいま御指摘の点につきましては、たとえば特恵供与を停止するとか、あるいは撤回するといふことにつきましては、現行の關稅暫定措置法の規定で、手続としては、あるいは要件としては定められておるわけでございます。問題は、これを発動するかどうかという判断の問題、かように考えるわけでございますが、いずれにいたしまして

も、こういったことを発動いたしますと、やはり開発途上国との間における政治的、経済的摩擦、反発というものが非常に強く出てくる。しかもこの特恵の供与は経済協力といった長期的な観点に立って実施いたしておりますので、御指摘のように別珍、コールテンの輸出が非常に激減し、輸入があふえておるということで困つておる実情はよくわかるわけでござりますが、特恵供与の停止あるいは撤回ということについては非常に慎重にはからうべきではなかろうか、かように考えておるわけでござります。

それから特恵適用によるところの輸入額が全体でどの程度になつておるかということを資料的に申し上げますと、人織長織物につきましては、特恵適用の輸入額が全体の輸入額の四%でござります。同様にして見てまいりますと、綿織物が二%、人織の短織物が〇・九%、細幅織物が三%、メリヤス生地が〇・六%、メリヤスのくつ下が四%、同じく下着が一%、メリヤス外套が三%、一応こういった特恵適用の輸入額の比率になつております。総じて申し上げますと、その数字 자체はあまり大きくなつておらないという面もござります。

ただ、これを個別具体的に考えてまいりますと、さらに慎重な対策が必要かと思ひますが、先ほど来申し上げましたような特恵の趣旨論からいたしましても、軽々にこれを撤回するということ是非常にむずかしい情勢にあるということを御理解いただきたいと思います。

○野間委員　どうも中小零細の業者を保護するといいながら、国際協調ということに名をかりて具体的にできる手立てをしていない、そこに大きな政府の姿勢の問題がある、このように思うのです。

そこで、質問を若干変えて聞きたいと思いますが、海外投資の問題であります。織維関係の海外投資状況についてまずお聞きしたいのは、この中で全世界向け、それから東南アジア向け――東南アジア向けは織維については非常に多いわけであ

りますけれども、このうち国内の中小企業製品型、これらの業種に当たるものの中海外投資の件数はどういうふうになっておるのか、中小企業型製品といいますと、織布から川下をさして染色あるいは絲糸、サイン、それからアバレル、こういふものをさしていうわけでありますけれども、どういう状況になつておるのか、最初にお聞かせを願いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 まず織維関係の海外投資は、本年一月末で全体で六億ドル強でございました。全体の海外投融資額の一割強に達しておるわけでございます。地域別に見ますと、東南アジアが六五%，中南米が一五%。最近は、どちらかと申しますと中南米向けてに投資が増加しておるというのが現状でございます。

それから東南アジアという御指摘でございまして、ただいまここに手持ちの資料といたしまして韓国の方がございますので、それについてお答え申し上げたいと思います。

ただいま申し上げました全体の投資の中で、韓国への投資額は八十件、一億四千万ドルになつております。このうち、綿紡関係が三件、九千八百万ドル、約一億ドル近くの金額になつておるわけでございます。この内訳は、中小零細との競合という線では必ずしも的確なお答えにならないかもしれませんのが、商社のみで投資いたしておりますのは三件で八十三万ドル、紡績のみの投資が四件で九千八百三十二万七千ドル、合織のみの投資が四件で九百九十八万九千ドル、その他ということになつておるわけでございます。

○野間委員 いまの韓国向けの八十件というのは、現在の投資件数だと思います。これは化織ハンドブックによる資料ですが、去年の三月現在では四十三件ですね。四十三件から一気に八十件にふえておる。韓国についてはまたあとでいろいろお聞きするわけでありますけれども、このような非常に激しい勢いですね。一年間に投資件数が約倍にふえておるというのが特徴だと思うのですね。化織のハンドブック、この資料から私はいろいろと

整理をしてみたわけです。それによりますと、織維関係の海外投資、これは昨年の三月現在であります、全投資件数三百九十九件、そのうち東南アジア向け二百一十一件となります。しかも、この東南アジア向けの二百二十一件のうち、合纖を大企業型製品とすれば、あとは中小企業型製品、これらの投資が二百八件を占めておる。率でいいますと九四%なんですね。もちろん合纖筋織あるいは綿紡織、この中には大企業型と見られるものも若干含まれるのじゃないかとは思います。そこで、それらもいろいろと検討して、かなり配慮した結果においても、この中小企業型製品向けていものは八〇%を下るものはない。おそらく政府もこれは認めると思うのです。こういう点から考へましても、いわゆる海外投資について、織維についていえば全投資件数のうちで東南アジア向けが圧倒している。しかも、この中で大企業型製品ではなしに中小企業型製品、これらに関する海外投資が非常に多く、しかも最近これが激増しておるというが今日の海外投資の現状ではなかるううかと思うのです。このような事実を認められるのかどうか、ひとつ答弁を求めます。

施策を政府ははつておる、こういうことになると
思うのです。政府は、はたしてこのような具体的な事実を踏まえて、このような海外投資を規制する意思があるのかないのか、このあたりをまずお聞かせ願いたいと思います。

○橋本(利)政府委員 海外投資につきましては、御承知のようにO E C Dの資本自由化コードに基づいて、一部銀行業等を除きましてその他のものは自由化されておるというのが現状でございます。ただ、わが国経済に重大な影響を及ぼす場合、この中に中小企業の問題も含めていかと思いますが、さような場合に政府としてもこれに対応して事前にチェックをいたしておるというのが現状でございまして、今後ともこの事前チェックの段階におきましてより慎重に実施してまいりたい、かように考えております。

○野間委員 チェックの問題は、貿管令の問題になります。またあとで関連してお聞きするわけであります。先ほども局長が言つておりましたとが、東南アジアのうちで特に韓国についての問題が一番大きいというふうに私は考えるわけです。そこでまずお伺いしたのは、先ほども答弁がありましたが、韓國からの繊維製品の輸入の推移、これは私、一九六五年から若干調べてきたわけですが、年度と繊維製品の輸入金額、これらをひとつここでお答え願いたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 韓国からの繊維製品輸入は、昨年の一一二月におきまして五億三千三百万ドルでございまして、一年前の七二年に比べまして約三倍近くの増加になっております。

○野間委員 これは大体年度別にずっと数字を調べてみたわけですが、年々歳々ものすごい勢いで韓国からの輸入が伸びておる。これは各同僚委員のほうからもるる指摘があつたとおりです。しかも、この中でも非常に特徴的な伸びを数字の中から追ってみると、一九六七年、この年の対前年度比が二三四%増、金額にいたしますとドルですが一千八十八万一千ドル増。これが七〇年になりま

すと七一・三%，対前年比です。一九七一年、これは四九・二%増。七三年が二七四・六%増。のよう、六七年、七〇年、七一年あるいは七三年、これらの年がとりわけ特徴的に前年対比で急速に伸びておる、こういうのが数字の上で物語つておるのであります。これらは一体何を意味するのか。これらのそれぞれの年がなぜこのように特徴的に伸びておるのか。これらを政府はどうのうに把握しておるのか。ひとつお聞かせを願います。

○橋本(利)政府委員 韓国からの輸入実績につきましては、ただいま御指摘になつたよう、年ごとに非常にふえておるわけでございます。ただ、これを一言で申し上げますと、当方の海外投資による影響もあるかと思いますが、第一次的にやはり韓国内部における生産体制の整備と申しますか、開発途上国における急速な追い上げと申しますか、それが原因として一番大きいと考えておるわけがござります。

一、二数字的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、本年の一月末現在で韓国への投資額が八十件一億四千百万ドルになつておるわけでございますが、これを韓国における全生産高に占める海外進出企業、いわゆる合弁会社とのシェアで申し上げますと、綿糸が全体の一六・二%、綿布が一・二%、綿織物が三・四%、こういったような数字になつておるわけでございます。かたがた、韓国からの輸出と我が国の生産高とを比較いたしますと、代表的な事例で申し上げますと、綿織物につきましては三・七%，綿織物につきましては四・六%，合織織物は二・二%，メリヤスの外衣は一二・七%，このメリヤスの外衣は比較的高いかと思いますが、さような数字からいたしまして、本邦からの進出企業の影響は全くないと申し上げるわけではございませんが、韓国自身が繊維設備を増強しておる、その影響が多大である、かように考えております。

ことを私も申し上げるつもりはないわけです。しかししながら、少なくともこのような中小企業型の製品、これらに対する海外投資が年々膨大になります、しかも年々逆輸入があえておるという事実もまた明らかであります。しかも、このような民間投資、これだけではなくて、これはやはり政府のいわゆる経済協力という名のもとにおける韓国に対する経済援助、これは経済侵略というふうにわれわれは考えますけれども、これが非常に特徴的にこのような国内の中小企業の圧迫にも大きな影響を与えておる、このように私は考えるわけです。先ほど特徴的にある年度に急速に伸びておるという数字を示しましたけれども、この一九六七年から七一年にかけて韓国では第二次の五ヵ年計画が行なわれた。その中で特に輸出産業の育成と対象の輸出の産業の中には、当然繊維が含まれておることは言うまでもありません。

ところで政府は、一九六七年前の年、一九六年から五億ドルを対韓経済協力で供与をしておるわけですね。これはいろいろものの本で調べてみますと、無償供与が三億ドル、それから有償が二億ドル、こういうふうになつておるわけです。こういうふうにして日本の政府はこのような形での経済協力という名のもとに海外にドルを、特に韓国に持ち出す。そしてそこで有償、無償の援助をすることによって輸出産業を振興する。それが日本の中に全部はね返ってきておる。そのことが私がいま申し上げた六七年から七一年にかけての繊維についての輸入の増大、これと直接結びついておる、このように私は考えておるわけでありましけれども、第二次五ヵ年計画についての経済協力、これらについて私が申し上げておるのは誤りがあるのかどうか、お答え願います。

○橋本(利)政府委員　ただいま御指摘になりまして有償二億ドル、無償三億ドルということは事実でござります。ただ、それによりまして、第一次五年計画の間に輸入が増大したということとの因果関係については、実はまだ十分その関係を分析

いたしておりません。

○野間委員 こういう経済供与が事実であることは、これまた政府は認めたわけです。
さらに加えて、七一年と七二年、これについても韓国の大綿工業を含む輸出産業育成ということとで円借款の供与がなされておる、このように私は理解しておりますが、この七一年、それから七二年の円借款、この内容は一体どういうものであるのか、ひとつここで聞かしていただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘の円借款でござりますが、項目はいろいろございますが、織維に関するものといたしましては、輸出産業育成、中小企業振興という項目で、協定額が百八億円、それから緊急商品援助が百五十四億円になつております。

にさらに第六回日韓定期閣僚会議できめたわけですが、六十二億円というふうに私は理解しております。これは経済協力の現状と問題点の中にも指摘がありますけれども、このようにして織維産業を含んだ輸出産業育成ということで、こんなに膨大な円借款がなされ、しかもこれが韓国内の織維産業、これらの振興につながり、そしてこれが日本の国内の中小企業、織維産業を圧迫する、こういう悪循環が今日まで展開されてきたわけです。

こういうふうに考えてみますと、民間の投資に対する野放しと同時に私はやはり日本の中小の織維産業、これらを結果的にはつぶす役割りをなす、そういうドルなり円借款によって、そしていま現にこの不況の中でみずから首を締める。こういう現状を考えた場合には、野放しの資本の輸出、そしてこの経済協力、これらについてやはり政府は現在の織維産業をこんなにひどい状態にした責任がある、責任を当然感じなければならぬ、私はこのように思うわけです。

〔委員長退席、左藤委員長代理着席〕

商標権、これについても口上書を交換して、そし

ここで商標権の確保というものを前提にさらには、海外投資進出が顕著になつておるというふうに私はまた理解しておるわけですが、これらについての、その商標権についての口上書、これは一体どういう内容を持っておるのか、お答え願います。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては私承知いたしておりませんので、後刻調査の上お答えいたしたいと思います。

○野間委員 これはこの間いたしました一九七三年の経済協力の現状と問題点、この中にちゃんと指摘しておりますからこれをひとつ……。これは一二ページのところに書いてあります。これは海外投資の促進につながるものであることは明らかであります。

こういうふうに考えてみますと、日韓関係を背景にして日本の大企業が韓国への進出を非常に活発になされて、こういうことの中、先ほどからある申し上げておるよう、織維関係の対韓投資実績というのも顕著にあえておるということになるわけです。先ほど話がありましたがれども、ことしの一月の時点での海外投資八十件、これが七年三月にはわずか四十数件ですね。これが急速にこんなに伸びておる。こういうことになるわけですね。こういう点からいろいろ考えてみますと、一九六七年に韓国からの織維製品の輸入が急速に増大した。この背景には、その前の年から始

まつた対韓供与、これがあるということです。七年の増大について言いますと、これは六八年の口上書の交換、このあと六九年から七〇年にかけて織維企業が進出を始めた。それから七二年、この増大については、織維企業の進出が急増した。それから七一年の借款供与、これが七二年の増大の原因である。それから七三年の増大については、これは借款供与及び飛躍的に増加した企業の進出。こういうことが特徴的に出でると私は思うのです。ですから、いみじくも政府が主導的にこのような国内の織維の中小企業を圧迫する形で、経済協力という名前で海外侵略を行なった。

と同時に、国内の民間投資がこれと符節を合わせ

て韓国に対してどんどん進出を行なう、こういうことが相まって今日の日本の繊維産業を圧迫した。短絡的に申し上げますと、こういうことがいろいろな数字から明らかになつたと私は思う。しかも、輸入される製品の大部分が中小企業型の製品である。これでは政府が大企業のあと押しこして、経済協力という名のもとに海外、東南アジア、とりわけ韓国に進出をする、そして何のことはない、中小企業を圧迫している、こういう

ことでは、先ほども同僚の加藤委員のほうからも指摘がありましたがけれども、どんなに構改革を進めても、業者がどんなに努力をしても何の役も立たないのじゃないか。やはりこういう点から考えますと、この輸入の問題について関税率を上げるということと同時に海外投資の規制、これをどうするか、どうすればいいか、いろいろな点で

どうしてもやらなければならぬのかどうか、ひとつこの点についての答弁を求めます。
○橋本(利)政府委員 政府ベースによる経済協力につきましては、これはひとり韓国に限らず、やはり援助対象国の自助努力を助けまして、その国は経済発展をはかつていくという点におきまして、先進国としての日本の立場からいたしまして、当然の責務かと思います。

ただ、御指摘のように、それが反転して日本側の中の中小企業に著しい影響を及ぼすというような点について、先進国としての日本の立場からいたしまして、

○野間委員 通産大臣、いま局長のほうから海外投資の問題について事務当局としての答弁があつたわけですが、いまの問題についてどのようにお考えになつていいのか、ひとつ答弁を求めます。

投資の問題について事務当局としての答弁があつたわけですが、いまの問題についてどのようにお考えになつていいのか、ひとつ答弁を求めます。これは民間ベースにおける海外投資についても全く同じ問題があるかと思います。したがって、そういう経済協力あるいは民間の海外進出につきましても、慎重にその影響等をチェックすると同時に、必要に応じてはその計画の縮小等についても指導してまいりたいということです。

ま
す

○中が反う間と思わなわ

則等くべきしするにはいう整をはやは生産

うかを検つてういし
抑制 意味 われで検〇野投資てお

○松 します 為替 可を する でご な その 経済 られ 外と

室説明員 現在日本の海外直接投資につきましては、原則論として全面的に自由化されており、自由化されておりますという意味は、外國管理法の許可是必要といたしますが、その許可を得ます場合に日本銀行限りで自動的に許可をうけます。これによつて自由化の形をとつてゐるわけであります。

だ、先ほどからお話をございましたように、場合に例外の措置がございまして、わが国の場面に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認められる投資につきましては、自由、自動許可の例ということになつております。したがいまし

第一類第九號

商工委員會議錄第三十一號

昭和四十九年五月八日

て、企業進出によりまして、中小企業その他の日本
の経済に重大な影響があるといふ場合につきま
しては事前にチェックができる、こういうたてま
えになつております。

○野間委員 それでは先ほどから申し上げておる
ように、七二年に比べて七年でしたか、四十三
件から八十件に韓国向けの海外投資がこんなに急
激にふえているというようなことを一体どう見て
おるのかということと同時に、例外的な個別審査
の対象として、わが国経済に重大な悪影響を及ぼす
おそれがあると認める場合というのをいま指摘
されましたが、こういうことをいままで具
体的に織維についてチェック、規制をしたことが
あるのないのか、この点もあわせてひとつお答
えを願います。

○松室説明員 ただいま御指摘のありました韓国
に対する投資の数字がふえているということをござ
いますが、これは事実だと思います。これは韓
国に対する投資だけではございませんで、グロー
バルに見ましてこの二、三年の間、その他の国に
対しても日本企業の海外進出が非常に増加してい
るというとの一環であると思います。その原因
をなしておりますのは、やはり全体的な企業の国
際化というような動きの一環である、こういうふ
うに考えております。

それから、二番目に御指摘のありましたわが国
経済に重大な悪影響があるおそれのある投資とい
うことについて具体的なチェックがされた例があ
るか、こういう御質問だと思いますが、これは四
十七年のときに大島つむぎの企業が外国に進出す
るということがございまして、そのときに奄美大
島のほうの地元の陳情その他がございまして、通
産省のほうで行政指導してチェックされた、こう
いう例がございます。

○野間委員 私の聞いておるのは、不許可にされ
た例があるのかないのかということです。

○松室説明員 許可をしなかった例はございません
が、実際には、許可の前に行政指導が行なわれて
おります。

○野間委員 窓口で行政指導をどのようにされておるのか、われわれはこれを知る由もないわけあります。先ほどの答弁でもいままで不許可の事例がない、こういう答弁があつたわけです。そういう点から考えますと、やはり海外投資、これらがほとんど野放しにされ、また東南アジア、とりわけ韓国や日本の中小零細企業の織維産業の業者を破壊するようななこういう輸入が野放しにされ、おるという実態は、私は早急に改めなければならぬと思うわけです。前に伝統産業の振興法、これを私たちが提案したときにも、この東南アジアからの輸入の規制、これをどうするかということについて真剣に討議もし、また附帯決議の中でもこういうものを前向きに検討しなければならないというような趣旨の決議をなしたわけであります。が、これらについて、いまのこのほんとうに深刻な生きるか死ぬかの織維産業の実態、これは、化合織もそれから天然も同じだと思うのです。天然のほうが特にひどいかもわかりませんが、いまの大島つむぎではありませんが、西陣あるいは丹後ちりめん等々を含めて、ほんとうにいま国内の伝統的なもの、あるいはそうでないものを含めて、海外投資の規制それから輸入の規制、こういふものを見直すに考えて、これは同僚の発言ではありますけれども、死んだ人間に幾らカナル注射を打つたって、墓石にふとんをかぶせたって何にもならないということから明らかであらうと思うのです。こういうような点を踏まえて、政府としてはこれらについて真剣に検討し、そして国内の中小零細企業、これらを保護するというたてまえで、ひとつ前向きに検討されることを強く私は要求するわけありますけれども、最後にこれらの点についての大臣の御所見を承つておきまます。

点もあります。そういう意味におきまして、将来におきましてそのはね返りも考慮しつつ海外投資を検討する、そういう政策を進めてまいりたいと思います。

○野間委員 終わります。

○左藤委員長代理 松尾信人君。

○松尾委員 先般、私は大臣にいろいろ質疑を重ねたわけでありますけれども、本日は三つの問題について政府当局の考え方聞いていきたい。まず纖維の輸入規制の問題であります。昨日、参考人の方々にもいろいろ御意見を承ったわけですが、発展途上国と一口に申しますけれども、そのような発展途上国における纖維産業の現状、この点は一言私も触れておったのでありますけれども、参考人の方々の御意見は、非常に優秀な機械が入つておる、そして現地の低い労賃を利用してつくつておる、これではとても日本の機械産業としては太刀打ちできないというような、含みのある意見の開陳がありました。発展途上国においてはいろいろ経済援助の問題、特恵関税の問題等がござりますけれども、事纖維に関する限りはこの発展途上国というのはもう後進国ではない。もうアメリカや日本の優秀な機械、そういうものが入つておつて、そしてあらゆるデザインをこらした製品がそこでつくられておる、そして丁賃は安い、こういう認識を持つわけでありますけれども、政府としては、どのようにそのような発展途上国の纖維製品と纖維産業というものに対し、この認識があるのか、局長、ひとつお答え願いたい。

○橋本(利)政府委員 御指摘のよう、開発途上国における纖維産業の成長というのは、このところ非常に著しいものがございます。御指摘のよろづに賃金も安いし、あるいは新しい近代化設備を導入しておるということで、将来ともにわれわれとりでいたしましてもきわめて注意をすべき纖維産業国といふことになるかと思います。

ただ、特恵の供与につきましては、経済協力の一環として長期的な観点に立つて実施いたしてお

るわけでございますが、織維産業というものがきておるということ、それから、いま申し上げましたような、後進国の追い上げがきわめて急であるといったようなことからいたしまして、特恵供与にあたりましても、織維産業につきましては、供与品目あるいは通関ベースにおけるこれに対する管理制度等につきましても十分に意を用いてきておるわけでござります。今後とも、さような慎重な態度を保持することによって、特恵によるところの不測の損害をわが国の織維産業、特に中小零細企業に及ぼさないよう配慮いたしたいと考えております。

○松尾委員 優秀なる機械、それから低い賃金、それから優秀なるデザイン、そういうものを持つておる途上国の織維産業という認識があるならば、これはもう国際競争力としては日本を上回るような力がある、このように私は思うわけであります。ですから、一がいに特惠開港税というものを撤廃しろというようなことは申し上げませんけれども、国内でできる同じような品物がそのような発展途上国から日本に入れられる、そして同種の日本の織維産業が不況に立つ、特に零細な企業が倒産をするというようなことになりますると、これはほんとうの意味の特恵制度ではない、このようにも思ひます。ですから、いま局長のお答えがございましたけれども、この点はひとつ十分検討されて、そして国内における同種の製品というものが特に入ってきてる。それには優秀なる外国資本が経営しておる。途上国において外国資本が投下されておる。そして低賃金というものを利用しておる。途上国の大きな工業発展といふものにつながつておるかどうか、非常に疑問もあることがあるわけでありまして、労働力というものを利用する。特に日本から進出した織維産業は、途上国へ出ていってそこで製品をつくる、それを日本へ再輸入する、これはどのくらいあるかわかつておりますか、局長。——わかっていますね。じゃお答え願つておきます。

そういうことがござりますると、海外に進出しだ企業は、低賃金を利用して優秀な品物を入れる、取り残された国内の企業といふものは太刀打ちできない、これは理の当然であります。どのくらい再輸入されておるのか。日本企業が進出して、そうして製品をつくるて国内へどのくらい再輸入しておるのか、わかつておればお答え願うと同時に、そのようなものにはとうてい日本における繊維産業としては太刀打ちできぬであろう、特に中小零細企業にとってはこれはたいへんな問題である、こう思うのでありますか、あわせてお答え願いたい。

維産業というのには伸びていくわけでございますが、国内への影響というものをお十分注意しながら、ウォッシュしてまいりたい、かように考えますし、かたがた、現在御審議いただいております法案自体が、本来的にそういった開発途上国の追い上げに対しても、拮抗力をつけていくというところの基本的な姿勢でもございますので、ひとつよろしく御審議いただきたいと思います。

なつておるのか、これを一言聞いておきたい。なぜアメリカが特惠関税制度をいま実施するに至っていないのか、その大きな原因はどこにあるのか、あわせてお答え願いたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 前段の御指摘に対しましては御趣旨を体して慎重に対処してまいりたいと思ひます。

それからアメリカにおける特惠関税制度についての御質問でござりますが、現在アメリカの国会で一九七三年通商改革法案というものを審議いたしております、アメリカにおける特惠関税制度ではこの法案の中に盛り込まれておるということをございまして、この法案がまだ成立しないために特恵供与をいたしていないということでござります。それからその内容につきましては、この法案の中にもたとえば特恵対象品目だとか、例外品目等について細部の規定が入っておりませんので、いずれにいたしましても、この通商法案が可決成立した後にアメリカとしては特恵に踏み切るのではないかどうか、かよう考へております。

○松尾委員 では、発展途上国における繊維産業の現状、あわせてそれに伴う日本の特惠関税の供与の問題については、ひとついまお答えのとおりにきちっと対処していくべきであるということです。

次に、いろいろの問題の中からぎょう特に取り上げたいと思ひますのは、取引契約の近代化の問題であります。下請加工業者というのが非常に多いわけでござります。その織り工賃または染色工賃の加工費、編み立てとか縫製の工賃、このような加工原価といふものがどこで一体きめられるかということあります。これは原糸メーカーとデパートとか大型スーパーでこのよくなじみ格といふものは決定されておる。そうして加工費といふものは一方的に配分されておる実情であります。このように指摘されておるわけであります。が、何としてもいま適正な加工費、加工原価、いうものを確立しなければならないという要望が非常に強いわけであります。これがいろいろ織

維産業の中における取引契約の近代化というものにつながっていくわけあります。いまいろいろ不合理な取引条件というものを押しつけられておる。おまけに不況になりますると発注というもののも約半分に落とされておる、赤字もふえる。資金繰りも困る、悪循環のもとに倒産していく、このようなことがあります。

〔左藤委員長代理退席、委員長着席〕

縫製業界におきましても九九・七%が十人以下の工場である。おまけにその工場は三万をこえておる。そうして三〇%から四〇%程度を操短しておる、このような問題がございます。これが実情であります。でありますから、このようなものを基本的にきちっとするためにはまず取引契約といいものがりっぱになされようのがなくちやいかけないと思うのですが、このような点に対する政府の考え方並びにそれをどのようにして実現していくかとするか、具体策ですね、これについて局長から答えていただきたいと思います。

○橋本(利)政府委員 ただいま先生から工賃決定のあり方について御指摘があつたわけでございますが、織維業界におきましては、ひとり工賃のみならず、いろいろな不合理な取引条件が存在しているといふことは、残念ながら否定できない事実かと思います。

これに対しまして、私たちといだしましてもいろいろ是正の対策を講じてまいりたいと思いますが、本法案の関連におきまして、まず二つの手段を準備いたしたいと思つております。

一つは、取引改善金融制度でございまして、商工中金の中に百六十九億の資金ワクを設定いたしまして、この資金を活用することによりまして、糸買い品売りといったような下請形態からの脱却をはかるようの方に対しても金融融通をはかつてまいりたいというのが第一点でございます。

第二点は、織維につきましての取引改善協議会というものを学識経験者等をはじめて設定いたし

まして、ここで現在の取引条件等についての実態の調査をいたしますとともに、これは正の方向あるいはこれの現実へのアプロイのしかた等につきまして検討いたしたい。非常に長い歴史のある産業、したがつて取引条件につきましてもいろいろと複雑な、あるいは不合理なものもござりますが、これを機会に是正の努力を尽くしていきたがふうに考えておるわけでございます。

○松尾委員 これは私が現実にこの目で見たこと
でありますけれども、岐阜県でございます。そこの
中小のある企業が構造改善の適用をしてもらつ
て新しい機械を入れたのでありますけれども、い
ままで一ヶ月かかって生産しておつたものが、新
しい機械を入れたら一週間でできてしまう。です
からせっかく機械を入れたけれども、注文は余分
にありませんし、販売も余分にありませんので、
あとは二週間はその機械は遊んでいる、このよう
なこともあるわけですよ。だから、何でも入れれ
ばいいというわけではありません。入れた機械が良
いことありますけれども、これは大いに業者もよ
きなわけであります。これがだれが悪いかとい
ふことを十分明らかにしておきたい、かように考
えております。

○橋本(利)政府委員 私たちが考えております知識集約化の方向というのは、まさに先生が御指摘になりました消費者嗜好型の製品を安定的に供給していくということになりますので、御指摘のような方向で対処してまいりたいと思います。

それから二番目の問題でございますが、これは業種、業態によりましていろいろ考え方があるようでございます。たとえば縫織物業、こういったものにつきましては、従来の産地組合と申しますか、商工組合を中心いたしまして商品の開発センターを共同事業としてやっていこう、こういう動きがございます。それから縫製とかメリヤス、こういった部分につきましては、むしろ事業協同組合をつくって、事業協同組合として他の事業協同組合と提携の上、共同施設としての商品開発センターをつくつていこう、こういったことで、すでに縫製業界では四、五百のグループが体制固めと申しますか準備を急いでおる、こういう

状況でございまして、一かにいとの分野か一番熟心であるかということはなかなか答えづらいわけですが、各工程と申しますか、各業種ごとに自分の実情に合った方向で知識集約化の方向を指向しておる、こういったことが現実かと思うております。

に専門委員らしいしに参考人といったようなことと意見をお聞きすることになるか、いずれにせよ、現実の声とそういうものを十分反映させるような形で検討してまいりたいと考えております。

○松尾委員 検討する内容についてのお答えがなかつたわけでありますけれども、それは取引契約の全般的なものにわたつてのことですか、または加工貿易等を中心としたものをまずやつていくわけですか。

○橋本(利)政府委員 取引関係全般についてでございまして、ただいま御指摘の工賃の問題も含みますし、あるいは返品、キャンセルといったような問題あるいは文書による契約の履行といったような問題も含めまして、オーバーホールに取引改善にむけて、二点二、三點三、四點四、五點五

○橋本(利)政府委員 御指摘の過剰設備の処理につきましては、現行の構造改善事業のもとにおきまして、またいわゆる臨機特の助成のもとにおきまして、かなり過剰設備の処理は進展したと一応考えておるわけでございますが、御指摘のようになります。現在一部の業界におきましてはまだ過剰設備が残つておる、あるいは将来の問題としても過剰設備を来たさないよう十分配慮する必要がある、かように考えておるわけでございまして、今一度の法案に基づきます構造改善計画を通産大臣が承認するにあたりまして、これをチェックする場合に、十分そいつた過剰設備を来たさないよう、老朽設備につきましては廃棄させるように指導いたしたいと思います。かたがた、法案の三条を

らしいたい、今度は新たに構造改善というものが結構な角
度が変わってくると思うのです。その角度を変えていく問題と、それから、今度は大量生産のメ
リットから、むしろ消費者の嗜好の多様化高級化、こういう問題に対応できるような新しい日本の織維産業、成長していく日本の織維産業、こういふところに目を向けていきませんとぐあいが悪いのではないか、従来の構造をそのまま踏襲する
ということではいけない。どこに重点を移すかといふと、いえば、やはりファッショն産業に向かってしっかりこれを定着させていくようにする、この点が大事だと思うのですが、見解をまず聞くと、
とが一つ。

それから、現在織維業界の中でこのような多様化、高級化に対応しておる中心勢力は、大企業にあるのか中小企業にあるのか、どこにあるのか。いまこのようなファッショն産業へ向かって芽ばえていこうとしている、スタートしておるとい

状況でございまして、一かにどの分野か一番多く心であるかということはなかなか答えづらいわけだと思いますが、各工程と申しますか、各業種ごとに自分の実情に合った方向で知識集約化の方向を指向しておる、こういったことが現実かと思つております。

○松尾委員 そのような芽ばえがあるというお答えであります。これはそれが事業協同組合等のやはり中小企業の方々です。アメリカのシアノン・ズローバックのほうは、二百人くらいのデザイン専門と申しますか、博士号をとったような人がおります。それがファンション産業に乗り出しまして、世界のあらゆるところに向けて新製品を出しておるわけでありますが、このような事業協同組合とか、そのような比較的力の弱いところで、芽ばえがあるとおっしゃいますけれども、これは非常にけっこうなことでありますけれども、これを育成強化していくというのが今回の法改正の一つの大きな柱になつていかなくてはいけないと思つ

う、その中心の勢力はどこにあるのかということをお答え願いたいと思います。

う、その中心の勢力はどこにあるのかということをお答え願いたいと思います。

うのです。この業界の中に技術開発センターですか、そういうものをつくっていくのだというお話をもありましたけれども、そういうものでいいのかどうか。大臣は、政府の役人も民間の人々も、どんどん助成して、そして海外に派出させて新しい、そのようなファッショニ産業を勉強して、日本の新しい成長産業として織維を見直していきたい、このようなお答えが先般あつたわけです。それをやはり具体化して、それを軌道に乗せて、発動させなくてはいけないわけであります。この点に対しても、事務当局である局長がどのような腹がまえで、どのような構想で、そしてそれを着実に実行していくか、これは大事な問題でありますので、念を入れて聞いておきたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 今回の構造改善で一番問題になつてくるのはやはりアペレル産業部門ではなからうかと思います。先ほど先生御指摘の消費者嗜好ということになつてしまりますと、アペレル産業を最も育成しなければいけないわけでござりますが、現実は織維産業の中で一番労働集約的な部門であるということをございますので、アペレル産業の育成のためにアペレル産業システム化技術調査委員会、かのような委員会をつくりまして、アペレル産業技術というものをいかに開発していくかということを検討していくかと思つております。たとえて申し上げますと、原反仕入れから裁断、最終縫製から仕上げまで、こういった工程はどちらかと申しますと、中小企業の協業化でやつたほうがいいんではなかろうか、その反面、そこでだとかえりだとか、こういった半製品工場につきましては、それぞの個別中小企業が分業化体制で従事していくたらどうであろうか、かような考え方を前提といたしまして、これに必要なハーフ面の開発とソフト面の開発を進めていきました。特にハーフ面につきましては、自動制御式のミシンだとか、あるいはターンテーブル装置だとかマニピュレーターとか、こういった設備を導入することによりまして、一番立ちおくれておりますアペレル部門の主として技術面からの開発に入

○松尾委員 助成は……。
○橋本(利)政府委員 そういった方向で助成をいたしますし、また突き放した形ではなくて、相談を受けければ当方といいたしましても積極的に当方の考え方を申し述べ協力してまいりたいという考え方でございます。
○濱野委員長 稲村佐近四郎君。
○稻村(佐)委員 日本の織維産業発展という、こういう共通の立場からたいへん長時間審議がなされたまいったわけであります。私は一、二質問を申し上げたいと思いますが、時間の関係もござりますので、私のほうで申し上げて、まとめてひとつ御答弁をちょうだいいたしたいと思います。
昭和四十二年、特定織維工業臨時措置法が審議をされたわけです。そのときの通産大臣は菅野さんであります。あるいはきょうお見えになつておりますところの橋本局長は原紡課長であったと思います。この審議の中で、この政府の施策を講ずるならば、必ず五年後には一人歩きができるような、すなわち織維産業の基盤が強化をされるという、きわめて的確なお答えをされてまいったわけであります。ところが現状は、もちろん内外情勢の変化の激動、激変と申しましようか、そういう事情はあるにせよ、いま織維はいまだかつてないほどの不況に見舞われておるわけであります。過去の不況でござりますと、これがよければこれが悪いという、こういうでこぼこがあつたわけでござりますけれども、今度の不況は、織維という名前のつくるものがほとんど地盤沈下をしてしまつておる。これはどこに原因があるか。こういう問題は、先ほど來から同僚議員が質問されたのにほとんど尽きておりますけれども、私は、何としてもうはり金融、この不況を切り抜けるには金融対策が当面の適切な処置であろうと思いますが、金額だけでは解決できるものではない、そういう意味から、現在の輸入超過というのは二千億——ちょうど政府間協定時代にはやはりアメリカに二千億という織維が日本から輸出をされておりまし

た。そういう関係からアメリカの業界はたいへん被害が大きい、こういうような形から自主規制から政府間協定というものに迫つてまいつたわけあります。いまちょうど思い起こしてみますれば、一千億で縁があるようございますが、いま日本も二千億の輸入超過というこの現状をここで正しく直視しなければならぬというように私は考えておるわけであります。

そこで、まず私がここで申し上げたいと思いますのは、わが自由民主党の織維対策特別委員会でも明日輸入制限小委員会というものが発足いたしました。そして真剣にこの輸入問題について取り組んでみたいと思います。そういう意味でひとつ大臣にお伺いいたしたいと思いますが、先ほど来の答弁で納得できるところもあると思いますが、私はガットの精神に抵触しないというとなかなかむずかしいと思いますが、どの程度までにガットに抵触しないままに輸入制限をチェックできるのか。先ほど来から海外投資問題がたくさん出ております。海外投資が逆輸入されておるという事実は、これは事実としてあるのですよ。そこで、輸入制限をしなくして日本の織維業界は立つかたわざるものだと私は判断をいたしております。日本の織維産業が大事なのか、それとも近隣諸国の織維産業が大事なのか、たいへん重要な場所に来ておると私は思います。そういう意味から、ばく大な国費を構造改善につぎ込んでおります。また六月に切れる、こういう意味から新たに五年年を延長いたしまして、膨大な国費をつぎ込もうとしたと私は確信をいたしております。しかしながら、いかに金融の措置がされたといたしましても、いま織維業界は身一ぱいの担保であります。たとえば二千五百億が織維に融資をされたといた

しましても、担保問題には一つも触れなかつたの
でござりますが、政府三行においては担保を見直
すというところにひとつ大臣は積極的に取り組ん
でいただかなければならぬと思います。いかに金
融が張りつけられたといたしましても、担保問題
で過去においてはほとんど消化ができなかつたので
ござりますから担保問題の見直しをする、こうい
うところに大臣は積極的に取り組んでいただきた
い、こういったことをひとつお願いをしなければ
ならぬと思います。

最後に、特に私はお願いをいたしたいと思いま
すのは、この輸入超過によるところの滞貨物資と
いうものはきわめて数量がつかみ切れないといわ
れています。これが日本の市場にはんらんをし
つあります。これはたいへんなことだと私は思
います。それからまた、これが海外にダンピング
で流れようとしております。私はやはりこれが海
外にダンピングをされ、国内にダンピングをされ
た——海外にダンピングをされたという場合にお
けるところの国際信用、こういったことを考えま
すときに、これは政府の施策の誤りのあることも
ここで追及しなければならぬと私は思います。な
ぜならば、外貨減らしというような関係から輸入
を促進したというこの事実はきわめて多いわけで
あります。そういう意味から、いま滞貨されてお
るところの物資に対して凍結をしなければならぬ
と私は思います。そういう意味で、滞貨買い上げと
いうようなことは申し上げませんが、凍結資金を
ここで特に特ワクで出す考え方があるかどうか。
これを出さなければ、おそらく繊維業界はどのよ
うな施策を講じても、これは決して立ち向かうこ
とはできないと私は思います。そういう意味で、
今度の繊維構造改善臨時措置法は前の特定繊維と
違いまして、四業種にとらわれず、繊維業種を全
体のワクの中に広げていった、しかもまた、小規模零細に対してもたいへんな、税制面に
おいても金融面においても、また振興事業団から
二分六厘という低利長期という一つの貸し付け等
を考えた場合、今度の法案は業界にとつても、ま

た織維業界全体にとってもたいへんよい法律であります。しかししながら、何ば法律がよくても五カ年後はどういうバラ色の展望に立つことができるかということを私はたいへんこの法案の審議の過程の中で痛切に感じてまいつたわけであります。そういう意味から、先ほど来申し上げたところの諸政策なくしてこの法案をかりに通過させたといいたしましても、五年後のバラ色の展望ということが約束できるかどうか。私はいま申し上げたところの政策をきめこまかく実現をしなければ、せつかくのこの構造改善の臨時措置法案も、第一次の特定織維工業の臨時措置法案と同じことになるのではないかという心配をいたしております。

そういう意味から、時間の問題がありますので、大臣にいま三つの点をお伺いしたわけであります。たとえばガットの問題に抵触しないといふ範囲内でどの程度まで——あなたが勇断をもつて陣頭に立つてもらわなければならぬと思ひます。勇断をもつてどの程度まであなたが行政指導ができるかなどうかという問題であります。

また、金融の問題でございますが、金融はり張つけをされたといったとしても、織維業者には担保がありません。その担保を政府三行に限つてけつこうでございますが、担保をどういうふうにして見直しをさせていくのかということの問題であります。

それからもう一つは、最後に申し上げたところの凍結資金の問題であります。これは大事であります。この物資がいま町にダンピングで出されております。また海外にも出されております。海外の場合は国際信用の問題、また国内においては織維のたいへんな不況に輪をかけるということになります。この凍結資金の低利長期の問題についてどう考えるか、もちろんこれは業者がある一定の期間に責任をもつて販売をする、こういう責任はとらせなければならぬと思いますが、この三つの点について特にひとつ簡単に明快に御答弁を願いたいと思います。

それからもう一つは、時間がありますとたいへんいいのですが、さしあれども、時間が制約されてしまいますので、今度の大手三社の問題でござりますが、たいへんな利益を計上しております九月決算、それから三月決算において九十億、もちろん世間受けを考えまして内部保留を相当額とつておるわけです。特に全織同盟との交渉においては車産業よりも早く妥結をしているこの事実は、私は中小企業に与える影響はきわめて大きいと思ひます。こういった問題については、これはお答えは要りませんが、参考までに御意見をお伺いしておきたいと思ひます。

以上三つの点について御答弁を承つて、私の質問を終わりたいと思います。

○中曾根国務大臣 ただいまの最後のベースアップの問題は、これは労使間の交渉でできる問題でございましょうから、私がここでとばを差しはねることは差し控えさせていただきたいと思ひます。

まず第一に輸入制限の問題でございますが、これはガットの精神及び日本の国家の構造と申しませぬか、貿易立国という面から見ましても、日本が輸入制限に入ったということは必ず報復措置を受けて世界的な保護主義を台頭させる危険性がござります。そういう意味において、日本が輸入制限をやるというようなことはできるだけ差し控えて、自由貿易の精神を貫き、その先頭に立つという姿勢をわれわれはくすしたくないと思っております。

しかし、織維のようなこういうものにつきましては、先ほど来申し上げましたように、秩序ある輸入ということを行政指導によつて行ないたいと存思ひます。今回のよう異常な滞貿があるといふような場合には、輸入すべき物件、対象といふものを国内の滞貿の数量あるいは品質とよく見比べて、そして国内に圧力を与えないような措置を講ずることは当然のことでありまして、そういう意味において、通産省としては業者に対するいろいろな措置をとらなければならぬと存思ひます。

いる行政指導をして、それによって国内滞貨のバランスをとれるように、回復するようにならしたいたいと思います。

第二に、担保の見直しの問題は、これは最近の物価の変動もあり、見直すべきものも多々あると私は思います。したがいまして、そういう方向でこれは指導してまいりたいと思います。

また、今回中小企業信用保険法の一部改正が国會で成立いたしまして、五月四日から公布いたしました。この中に、倒産関連保証の対象として織維業を指定することを考えたいと思います。これによつて通常の付保限度額と別ワクで同額の保証を受けられるようになります。これは非常に有効ではないかと思います。

第三番目に、輸入滞貨の凍結の問題でございまが、この点につきましては、けさほど来お答えしておりますように、第一・四半期において五千五百億円の三機関のワクを持つておりますが、その中で千五百億以上を織維に向ける。それからさらにワクの増ワクをいま大蔵省と交渉して、その中の相当部分も織維に向ける。それからさらに市中銀行に要請いたしまして、約三千一百億円の金を今回の不況対策に充てておりますが、その中の相当部分もまた織維に向ける。こういうような三つの方法によりましていろいろ金融措置を講じておりますが、それらの執行によりまして滞貨問題というものが事実上処理されるようにわれわれは努力してまいりたいと思います。

凍結といいますと何か特別措置をもつてやるようと思われますが、やはりこれは協同組合なりあるいは会社なり個々の業者、組合や業界といふもののを指導いたしまして、それに対しても金融をつけあげるということによって、いわゆる滞貨金融という形によつてある一定の期間これを保持してもららう。それをやっている間は、これは凍結という結果を生むだらうと思います。そういうような形によりまして徐々に需要の回復を待ち、減少させていく。そういう関係によって、これは要するに金融のワク、大きさ、それから金融の期間等と

○濱野委員長 これより討論に入ります
が、討論の申し出がございませんので、直ちに採
決に入ります。

○濱野委員長 本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決いたしました。

○濱野委員長 本法律案に対し、稻村佐近四郎君
外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及
び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべ
しとの動議が提出されております。

○稻村(佐)委員 附帯決議案につきまして、提出
者を代表して私からその趣旨を御説明申し上げま
す。

○稻村(佐)委員 まず、案文を朗読いたします。

○稻村(佐)委員 特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を
改正する法律案に対する附帯決議(案)

わが国繊維工業は、国内需要の伸び悩みと輸
入の急増等により、企業倒産の増加、操業低下
等を招いて深刻な事態に立ち至っている。
よつて政府は、かかる事態を開拓するため、
緊急な融資の拡充、秩序ある輸入体制の確立等
に努めるとともに、本法施行にあたり、次の諸
点につき特段の措置を講すべきである。

一 構造改善事業の成果が消費者等に反映する
よう、繊維製品の流通過程の合理化、不適切な
商慣習の排除等取引条件の改善に努めること
二 小規模繊維事業者が経済環境の変化によ
う点に気をつけて実行いたしたいと思ひます。

○濱野委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

特定纖維工業構造改善臨時

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

わが國織維工業は、国内需要の伸び悩みと輸

の急増等により、企業倒産の増加、操業低下

きわめて深刻な事態に立ち至つてゐる。

よつて政府は、かかる事態を開拓するため、

緊急な融資の拡充、秩序ある輸入体制の確立等

に努めるとともに、本法施行にあたり、次の諸

然につき特段の措置を講すべきである。

構造改善事業の成果が消費者等に反映する

よう、繊維製品の流通過程の合理化、不適切な

商慣習の排除等取引条件の改善に努めること

小規模織維事業者が経済環境の変化による

卷之三

しわよせを特に受けている実態にかんがみ、

その経営の安定に資するため、資金の確保、

下請条件の改善等諸般の措置につき万全を期

すること。

三 構造改善事業計画の承認にあたっては、事

業上大規模企業による支配力が強化されない

よう厳重に監督・指導すること。

四 秩序ある海外投資、企業進出を期するため、

関係業界に対し、適切な指導を行ない、必要

な場合には規制等適切な措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議の各項目の内容につきましては、審査

の過程及び案文によって御理解いただけるものと

存じますので、詳細の説明は省略させていただけ

ます。

委員各位の御質問をお願いいたします。

○濱野委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立総員。よって、本動議のとお

り附帯決議を付することに決しました。
この際、附帯決議について政府から発言を求めておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根国務大臣 附帯決議の御趣旨を尊重いた

しまして、法の施行に万遺憾なきを期する次第であります。

〔賛成者起立〕
○濱野委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
○濱野委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○濱野委員長 内閣提出、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○佐野(進)委員 私は、輸出保険法の一部を改正する法律案について、大臣並びに関係局長に質問をいたします。

まず最初に、大臣に全般的な問題として質問を

してみたいと思います。

今回の輸出保険法の改正に関しまして、われわれはこれに原則的に賛成する立場で検討を続けて

きております。したがって、この法案の持つ意味並びに今日の事態における必要性、そ

ういうことについて理解ある立場において審議を

してみたいと思ひます。したがって、大臣におかれても、その点をひとつ踏まえての答

弁をお願いいたしたいと思います。

しかし私は、この法案を審議するに際していろ

いろ検討をしてみたのですが、やはり幾

つかの点に克服しなければならない問題点の存在

することに気がついたわけであります。特に一番

大きな問題は、この法案によって中小企業関係が

どうの程度その恩恵を受けることができるのかとい

う点についていろいろな角度から検討してみたわ

けであります。なるほど配慮等は十分なされてお

るよう見受けられるわけであります。特に現在の

環境は、大臣御承知のとおり、中小企業を含めて

輸出産業なし輸入関係等々におきましては非常

にきびしい情勢下に置かれておるわけであります

が、こういうようなきびしい情勢下においてこ

の法案が審議されるということについて、多くの

人たちから期待もまた大きいと思うのであります

す。しかし、その期待に十分こたえ得るような条件がこの法案の審議を通じて打ち出されなければならない、こういう面からいいますと、中

小企業面においてはこの点についての期待が当た

がはずれなわけではないが、いわゆる当て

はずれになつていくのではないか、いわゆる當

がはずれたという形になつて失望が生まれてくる

のではないか、こういうような考えが出てくるわ

けでございます。

そこで、この問題について、幾つかの点について大臣に聞いてみたいと思います。

まず、現在のような情勢下において、輸出関連

中小企業の基礎強化が必要である、基礎強化と関

連してこの法律の運用がはかられていかなければ

ならない、こういうような点について痛感するわ

けであります。が、この点についてどうようにお

考えになつてゐるか、まず最初にお聞きしたいと

思ひます。

○中曾根国務大臣 今回の為替変動保険の新設に

つきましては、プラント類の長期輸出に伴う為替

リスクの問題でございますので、主としてこれは

大企業が取引の当事者であろうと思われます。し

かし、プラント類については、下請、原材料の供

給等、かなり膨大な中小企業がその体系下にある

ものでございますから、実質的には中小企業もそ

れによってかなりの安定性を受け、またその利益

のはね返りも受ける、そういう結果が出てくるで

あるうと思ひます。大体、今日のプラント輸出と

いうようなものは、総合的な企業で、親譜企業と

下請企業とが一体になつてやつておるという性格

でござりますから、そういう意味において中小企

業に対しても非常にいい影響があると思ひます。

○佐野(進)委員 いま大臣は私が次の質問をしよ

うと思っていたことに関連して答弁なされたわけ

ですが、いわゆるプラント類の輸出がその対象に

なるということは提案理由の説明の中に書かれて

あるわけでございまするけれども、そうなります

と、結果的に大企業がこれを行ない、関連する

中小企業がこれの恩恵を受ける、こういうような

形の中でも中小企業にもメリットがあるであらう、

こういうような説明になつてゐると思うのであります。しかし、この間、長い間繊維の問題に対して

審議が続けられてきましたが、プラント類の輸出によって繊維産業に関連する工場が設

置せられる、生産設備が設置せられるという形の

中で、その製品がわが国に逆輸入され、結果的に

わが国産業の中小企業界の持つそのシェアに対し

て大きな影響を与え、いわゆる首を締める結果に

なつてゐる、こういうことになるわけであります

から、そういうような問題が結果的にはいわゆる無原則なるプラント類の輸出、それに関連する

いわゆる保険、こういうような形の中においての

わが国中小企業にはね返るその悪影響は、関連して受けける恩恵ということ以上にむしろ大きいので

はないか。したがつて、これらの点については、ブ

ラント輸出であるから無原則的にこれに対しても保険を適用する、こういうことでなく、実態に即して

なつてゐる現況等を十分分析した上でそれ

らについての適用をはかつていく、こういう点に

ついての配慮も必要ではないか。もちろん保険で

あります。からそのようなことはこまかく考えら

れないと言われるかもしれませんけれども、一つ

の欠点としてそのような点が考えられるのであり

ます。が、そういう点について、大臣は、どのよ

うにこの危険を回避していくかれるお考えを持つて

おられるか、御答弁を願いたいと思う。

○中曾根国務大臣 この保険の場合は、やはり保

険の安定性、確実性というような面から考慮され

なければならぬ問題であると思ひます。しかし、

今度は投資という面から、別の観点からこれを取

り上げてみると、先ほど繊維の問題で御答弁申

し上げましたように、これが日本の経済に大きな

影響を持つてはね返つてくる、そういうような場

合にはこれに対して適当な措置をとることもまた

必要ではないかと思つております。そういう意味

におきまして、中小企業に対する影響等も考慮して

ケース・バイ・ケースでわれわれは措置してい

○佐野(進)委員 私は大臣に先ほど言頭申し上げましたとおり、この法案に賛成の立場で質問をしておるわけです。しかし、この法案が実施された際起こり得るであろうといち危険ないしこの法案の効果がより多くあらわれてもらいたいという立場に立つて質問をしておりますので、その点ひとつ繰り返し申し上げて質問を続けてみたいと思うわけであります。

まだ中小企業問題はたくさんござりますが、二

はあとの質問でさらに出でまいりますので、この程度にいたします。

そこで第二番目の点といたしまして、私はこの法律の提案理由の説明を中心にしておきます。

の法律案をすっと見ますと、輸出保険でありますから、先ほど大臣の答弁にもありましたとおり、保険をかけてもらいたい、保険にかかりたいという要請があつた企業に対し結果的に保険が適用されていく、こうしたことになっていくと思うのでありまするけれども、現実として対象地域が無原則的にこれが行なわれるのかどうかという点についていろいろな問題が発生してくるであろうと思うのであります。たとえば一口に共産圏といわれるいわゆる中華人民共和国あるいはソビエト連邦というような国々もあるであります。さらにはまた、未承認国といわれる朝鮮民主主義人民共和国あるいはまたいわゆる中国承認によつて現在国交が断絶している台灣問題というように、国際的な問題がこれに関連してくるわけでありま

す、しかも、これらについては今回民間へースた
という形の中における表現が大臣、政府関係から
相当多く行なわれておるわけでございますので、
これらについては承認国、未承認国あるいは自由
主義圏あるいは東南アジア、そういうことに関係
なくこれに対する適用行為を行なうのかどうか、
その点について原則的な御答弁をお願いしたいと
思う。

○中曾根國務大臣　輸出保険は、これは原則的に

全世界に対する輸出全体に適用されるものと考えます。したがつて、政治的に特別の考慮をこれによつて払うということは考えません。ただ、外貨事情が異常に悪化している等、特に保険運営上リスクの多い地域についてはこれは制限するということはあると思います。これは從来やつてきたところでございます。

○佐野(進)委員　この点を少し突き込んでみたい
と思ってるんですが、時間がありませんのでこ
の程度でやめるのはたいへん残念ですが、あとで
またいろいろ機会を見てこの点についてお話をし
てみたいと思います。

そこで、総括的な立場から質問する第三の問題といたしましては、今回提案されました趣旨に、いわゆる輸出保険制度の拡充、そしてこの中にお

きましても、拡充の必要性として海外一次産品の安定的な輸入の確保をはかる、こういうことが説明されておるわけであります。そこで、海外の一

次产品的安定的輸入の確保をはかるということにつきましては、一次産品だけではなく、いろいろな物資について今日きわめて変動する諸情勢の中で

むずかしい条件がいろいろ発生しておるわけあります。特に先ほど来繊維のことくいわゆる逆輸入という形の中でわが国産業に非常に大きな悪影響

響を与えるという点もあるわけです。あるいは石油等のようないわゆる原油の輸入が、単に輸入が回復したというだけでなく、そ

の価格の上昇が今日わが国の産業界にあるいは国民生活の上に非常に大きな影響を与えておるわけでございまするが、この保険制度の拡充によりまして、この場合二年未満のもの三割ばかり、たゞ五%にて

この場合には拡充でありまするが、拡充によつてどの程度これら一次産品の輸入を確保するめどが立てられるのか。これは石油を含む広範な物資があるわけでございまするけれども、重点的よ

面、国民生活に最も関係の深い面についてこの制度を拡充——たとえばこの提案説明には「木材その他」というような形の中で提案されておるわけでありまするが、この点についてのひとつ御見解をお示し願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 一次産品の安定的確保につき

ましては、これは経済協力や海外投資等種々の方策を講じておるところでございますが、特に今回の保険法の改正におきましては、融資買鉱制度を一般資源に拡大することになつておりますが、木才等につき、う例示で書いてありますと、一般資源

本等としの併せて書いておらまちが、一度お読みになれば拡大されておるわけでござります。そこで、低開発国の資源ナショナリズムの動きに対してもある程度單力的機動的に對処し得ることを期しておるわけですが、これがなかなか実現されぬままになつてゐる現状でござります。

○佐野(進)委員 この点についてはまたあとで具体的な質問の中でひとつお答えを願うことになります。待して改正をいたした次第でございます。

うと思ひますので、前に進みたいと思ひます。

拡充の問題、この二つに分けまして質問をしてみたいと思うのであります。

問題につきまして、大臣、さらに貿易局長、大蔵省の審議官に質問をいたしたいと思います。

の展望の問題についてであります。変動為替相場制は昨年の二月十四日これに移行してすでに一年三ヶ月を経過しているわけであります。この変動

為替相場制に移行する際、われわれもこの委員会において真剣にこれらの問題について討議をいたしましたのでありまするが、この変動為替相場制は早

期に固定制度に切りかえるのだ、こういうような答弁が確かにに行なわれておつたと私どもは考えておるわけであります。しかし、この間すでに一年三ヶ月を経過してからも、三月の春、五月の夏

三ヶ月を経過しておるわけでござりまするがさうらにこの間においていわゆる経済の一大激変がわが国をおとすれ、秋の石油危機等において大きな情勢の変化もあつたわけであります。しかし、そ

の間に於いて変動相場制は幾つかの波をつくつたのでござりまするが、現在におきましては、五月一日一ドル二百七十九円四十銭、いわゆる三百八〇円中心のレートにいたしますると一〇・二四〇高となりてゐるわけであります。この間、政府の為

の批判があります。これは、為替管理政策についてではいろいろと
替政策あるいは為替管理政策についてはいろいろと
経済に定着しつつあるということはいなめない事
実であります。早期というようなことばに反して
一年三ヶ月たった今日、なおこの制度を固定制に
戻そうとする動きのないことによつてもそのよう
なことが考えられるわけあります。これに
ついて大臣としてはどのような評価をしておるの
か、またこの間におけるところの為替政策、為替
管理政策についてどう考えておるのか、見解をお
伺いいたしたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣 変動相場制は一年三ヶ月を経
過いたしておりますが、當時、やむを得ざる事態
からあのように変動相場制に移行したわけでござ
いますが、わりあいに機能していると思います。
もちろん国際環境が安定すれば固定相場制に
復帰することをわれわれは理想としており、そうち
う努力を継続していくべきだと思っております。
れども、いまのような石油の危機の問題あるいは
そのほか諸般にわたる国際経済の不安定状況が続
くという情勢におきましては、国際通貨改革もう
まく進行しておらぬという状態で世界的に変動相
場制が当分続くことはやむを得ない事情で
あるだろうと思います。日本もこれに相応してこ
れに対応する対策を立てていくべきであると考え
ております。すなわち変動相場制は当分やむを
得ざる通貨制度である。そういうふうに考えまし
て、われわれはこれに対応する諸般の施策を実行
していきたいと思っております。

○佐野(進)委員 大蔵省。

○平井説明員 お答えいたします。

ただいま中曾根大臣からお答えになつたとおり
でございまして、現在の国際通貨情勢、国際金融
情勢から勘案いたしますと、いま直ちに固定相場
制に戻ると、ということは事実上不可能である、かよ
うに考えておりますが、我が国といたしましては、
は、かねてから申し上げておりますとおり、そうち
うふうな事情が熟しますれば、国際通貨制度と
いうものが動くにあたりまして、それによるべき

原則と申しますか、やはりそういうものがないと
いけないというのが基本的な考え方でございまし
て、将来の姿いたしましては、やはり固定為替
相場に機が熟すれば復したい、かように考えてい
るわけでございます。

○佐野(進)委員 それでは次の質問に移ります。
次は、国際通貨制度の改革問題とわが国の立場
いわけでございますが、当面はおおむね現在のよ
うな姿で推移するのではないか、かように考えて
おります。

して、ことしの七月までに全体の作業を終えたい
という日程ができまして、その線に従いまして鋭
意作業を進めてまいったわけでございます。

していくというようになっておられるか、その点だけがけつこうですから将来の展望ですね、そこをちょっとと説明してください。

[View Details](#)

したいという考え方だ、しかし現在はなお變動為替相場制を続けていきたいんだ、こういうような御

であります。これは大蔵省に質問をいたしたい
と思います。

すか、IMF、国際通貨制度のもとにおきましては固定平価制度というのが基本になつてしまつた

見解であるわけであります、それでは、現在の為替相場が円高で推移しておるわけでござりますが、この状況を政府はどうぞ分析・評価し

先ほど質問申し上げました点から関連いたしまして、結果的に固定で替相場制に復帰すべきであら、そういう展望を持たながるも現在なる変動為

いたわけでございますけれども、現在の状況では、当初予定されましたように、ことしの七月一ぱ、二国禁浦貿易制度改革の乍業と終えてそれを実現いたわけでございますが、御案内のとおり、ここ数年來のいろいろな変動によりまして、現在合意と申しますが、一心話がつけておりますのは、将来も

〇平井 説明員 お答え申し上げます。
は先物については三百円をこえる時期もあつたや
に私どもも見ておるわけでございますが、これだ
け、今日二百七十九円という形の中で、円高で推
移しておるわけでございますが、これらの問題
は、これから、この法案を審議し、さらに実施
する際においての非常に重要な要素になつてしまい
らうと思いますので質問をするわけであります
が、この円高相場がどのような展開を続けていく
のか、その展望と見通しということについて若干
説明をいただきたいと思います。

替相場制でいかざるを得ない、こういうのが政府のお考えであるようあります。これはかかつて国際通貨不安が原因になつておるわけでございまそれども、この国際通貨制度の改革が達成されない限り眞の解決がないとお考えになつておるのかどうか。これまで數次にわたる各レベルでの国際会議において、これらの問題についての協議はまだ十分なる成果をあげていないというのが現状であろうと思うのであります。しかし、昨年の九月、IMFナイロビ総会におけるところの国際通貨制度改革交渉の実質的合意は、最終目標期限を本年の七月末としておるわけでありまして、その

この変動相場制のもとにおきまし
場、円・ドル相場の動きは、御承知
され、内閣は相場又はの意に伴つて不

最終案の作成によつて、九月に予定されておるワシントン総会でこれらのことについての討議がなされ、

本的には国際収支の流れに伴て変動するわけですが、一時、比較的円安の状態にあつた時期がござりますが、これはやはり昨年後半以来の国際収支のかなり大幅な赤字というものを反映した姿であります。その後、国際収支面、特にいわゆる資本勘定等の面におきまして從来からの政策をかなり大幅に転換いたしまして、適宜外貨も取り入れるということにいたしておりますので、本年に入りましてより漸次国際収支の姿はよくなつてまいつてはおります。そういう姿を反映いたしまして、ただいま御指摘のように、最近に至りまして比較的その円高という形になつてしまつたわけでございますが、今後これがどうなりますかと考へております。その後、国際収支面、特にいわゆる資本勘定等の面におきまして從来からの政策をかなり大幅に転換いたしまして、適宜外貨も取り入れるということにいたしておりますので、本年に入りましてより漸次国際収支の姿はよくなつてまいつてはおります。そういう姿を反映いたしまして、ただいま御指摘のように、最近に至りまして比較的その円高という形になつてしまつたわけでございますが、今後これがどうなりますかと考へております。

され、決定が出されることになつておるというく
さいにわれわれ聞いておるわけでござりますが、
すでに七月末まであと数カ月を残す、そういうよ
うな状況になつておるわけでございますけれど
も、これらの国際通貨制度改革問題の経過がどう
なつておるのか、その問題点、そして今後の見通
し、これがわが国に対してもどのような問題点を提
起することになるのか、そういうような点につい
てお考えを承りたいと思います。

○平井説明員 お答え申し上げます。

為替相場制度の問題を含みましたいわゆる国際
通貨制度改革の問題であります、ただいま佐野公
先生からお話をございましたように、昨年の九月、
ナイロビで行なわれましたIMFの総会におきま

たように、ことしの七月末——実はその後どうと変わりまして六月中ということになつたのでござりますが、その六月中をデッドラインといたしまして一応の作業を終える、その中では将来の姿を描くと同時に、当面できるものもこれを固めらる、一段がまえでやろう、こういうことに相なつております。

○佐野(進)委員 この問題も大きな問題ですから、この短い時間での質問で満足のいく答弁を引き出そうとしても無理だと思うのであります。それでは審議官、いま作業が行なわれつつある、この会議を目指にしてのその討議の中でも、政府は、これから国際通貨体制の中においていわゆるわが国の変動を為す相場がどのように位置づけられ

ましても、何か変動相場制のやはり一種のルールのようなものを当面つくるのが必要じゃないかということになつてまいつておるわけございまして、基本的にはわれわれもそうであろうと思ひますが、同時にまた、そぞろくしくしたルールができるても困るということで、その辺は国益を踏まえながら、同時に国際的に相いられるような、そういうふうな形のルールというものをつくりたいというのが実は当面の作業になつておるわけでござります。

○佐野(進)委員 次に、貿易と国際收支の動向について局長、そして大臣に答弁をいただきたいと思うわけであります。

四十八年度の貿易動向は、輸出が三百九十六億

○佐野(進)委員 この問題も大きな問題ですか
ら、この短い時間での質問で満足のいく答弁を引
き出そうとしても無理だと思うのでありますが、

そういうふうな形のルールというものをつくりたいというのが実は当面の作業になつておるわけでございます。

それでは審議官、いま作業が行なわれつつある、この会議を目標にしてのその討議の中で、政府は、これから国際通貨体制の中においていわゆるわが国の変動為替相場がどのように位置づけられ

○佐野(進)委員 次に、貿易と国際収支の動向として、今後の見通しについて局長、そして大臣に答弁をいただきたいと思うわけであります。

四十八年度の貿易動向は、輸出が三百九十六億

九千五百万ドル、輸入が四百四十九億三千三百万ドル、差し引き五十二億三千八百万ドルの入超となつており、これは四十二年度以来六年ぶりの入超で、入超幅は史上最高といわれているわけあります。これは原油等の輸入価格の上昇によるものと思われるわけですが、政府は、このような貿易動向についてどのように分析し、評価しておられるか。これはどのように今年度なつていくというお見通しであるか。これはまず大臣、そして局長から答弁をいただきます。

○濃野政府委員 四十八年度の貿易の動向でござりますが、ただいま先生の御指摘のございましたように、輸出は約三百九十七億ドル、輸入が約四百四十九億ドルということござります。伸び率で見てみると、輸出は前年四十七年度に比べまして三二%程度伸びております。決して低い伸び率ではございませんが、輸入が前年対比七七%という非常に大幅な伸びを示しました。その結果、いわゆる通関ベースの輸出入の収支じりといふのは非常に赤字になつたわけでございます。

なぜこういうことになつたかということをごさいます。その第一の原因是、輸入の増加の中で、ただいま御指摘のありましたように石油の値上がり、そのほか、石油ばかりではございませんで食糧その他原材料の値上がりということが金額を大きくした第一の原因ではないかと思います。第二の原因是、昨年国内の需要が非常に旺盛でございましたので、数量的にもかなりの伸びを示したことございまして、ただいま申し上げました七七%の輸入の伸びの中でいわゆる価格の要素はどのくらいあつたかということをございます。価格要素が前年に比べまして約四割以上上がつておるというところ見ましても、これが輸入の金額を引き上げた非常に大きなウエートじゃないかと思います。

四十九年度の見通しにつきましては、政府見通しでは、輸出は四百八十億ドル、輸入は五百二十六億ドル、いずれも通関ベースでございますが、こういうのが政府の公式の見通しでございます。

ただ最近の情勢から見まして、輸出の伸び等は相変わらず旺盛でござりますし、私どもは輸出、輸入とも商品別に若干時間をかけまして積み上げをいたしまして、ことしの見通しをつくりたいといふことで目下作業中でございます。

○佐野(進)委員 それでは、次に国際収支について質問をしてみたいと思います。

経常収支は、四十八年の四月及び七月を除き毎月赤字が続いて、結局二月の総合収支では約十二億

ドルの大幅赤字となつてゐるわけであります。が、政府は四十八年度実績としてどういう形になるということを見込んでおられるのか、またこれらの経過の中で四十九年度はどういうことになるのか、これについて大蔵省審議官からひとつ答弁願います。

○平井説明員 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの点でござりますが、四十八年度の実績がどういう形になるのかという点につきましては、実は貿易の黒字が約八億ドルといふ非

常に小幅の黒字にとどまりまして、貿易外の支払額も伸びる、さらにまた油代の値上がり等々から見て今年度の半額程度に赤字幅を押えたい、しかし赤字が発生することは間違いない、こういふような状況であることが明らかになつたわけでございます。

けれども、いわゆる長期の資本収支というのがございまして、これは海外に対します投資あるいは貸し付け等でございますが、これが約九十億ドルといふ大幅な赤字になりました。四十八年度全体

といたしましては、経常、資本合わせまして百三十億ドルといふ大きな赤字になりました。

そこで、四番目の問題といたしまして、私は今後の輸出政策と為替政策の問題について貿易局長にひとつ質問してみたいと思うのであります。

四十九年度の見通しにつきましては、先ほど通産省の濃野局長からお話をございましたように、やや上回った水準で推移いたしておりますけれども、結局これはどういう形になるか、まだ四月に入つたばかりでございまして非常にむずかしいのところ輸出、輸入とも政府の見通しよりはございますが、特に昨年度大幅な赤字を出しました資本収支、これにつきましてはいろいろな面

で資本の流出を極力抑える。同時に外資につきましても必要な部門には適当な範囲でこれを導入いたします。

たしまして、資本収支のほうでの改善につとめたいというふうに考えております。その結果といふことは、おそらく一挙に黒字というわけにはまいりませんけれども、少なくとも昨年度の赤字の半分ぐらいの赤字には持つてしまいたいというのが私どもの考え方でございます。

○佐野(進)委員 今まで質疑の中で明らかになつてきておりますように、国際収支あるいは輸入の動向ということについては、結果的に、わが国の場合も来年度も相当大幅な——輸出が伸びて、輸入も伸びる、さらにまた油代の値上がり等々から見て今年度の半額程度に赤字幅を押えたい、しかし赤字が発生することは間違いない、こういふような状況であることが明らかになつたわけであります。

そこで、まず輸出につきましていろいろな問題がありますが、日本の輸出も、先ほど先生から御指摘にありましたように、本年度は、非常に乱暴に申しますれば五百億ドルに近い非常に大きな規模になるわけでありまして、いわゆる波打ちはございますが、それがいつまで輸出を伸ばしていく政策というのが国際的な協調という立場からもなかなかとりにくく。

そこで、まず輸出につきましては、従来からもやっておりますいわゆる秩序ある輸出ということをますます今後も続けていくよう配慮をしていくことがあります。そこで私どもがただいま考へておりますのは、まず先進国向けに對しましては、従来からもやっておりますいわゆる秩序ある輸出ということをますます今後も続けていくよう配慮をしていくことがあります。

そこで、二番目の問題といたしまして、私は今後の輸出政策と為替政策の問題について貿易局長にひとつ質問してみたいと思うのであります。

国際通貨の為替運動の問題、特にわが国が輸出する問題等については国際収支の実情、さらには世界の産業経済の動向等考慮すれば、今後のわが国の輸出は高度の技術水準を生かした付加価値の高い分野に重点を置くことにならざるを得ない、こういうような状況になつておると思うのであります。したがつて、そういう面について、政府は今後の輸出政策のあり方をどういうぐあいに考へ、どのような施策を講じようとしておるのか、これは今後の輸出問題について、これから審議する内容について非常に必要でありますので、あまり長くなくてけつこうでありますから、概要的な答弁をひとつお願いしたいと思うのであります。

○佐野(進)委員 結果的に輸出をふやしていくことは必要な配慮をしていくことが必要でないか、かように考えております。

○佐野(進)委員 結果的に輸出をふやしていくことは必要な配慮をしていくことが必要でないか、かのように考えておりますか。

す。
○濃野政府委員 今後の輸出政策をどういうふうに考えていくかという点でございますが、何と申しましても日本はいわゆる貿易立国ということをしまして、おそらく一挙に黒字ということは、そのときどきの情勢によりまして輸出に対する考え方のウェートの置き方等は違はあるにいたしましたが、常に輸出というのには非常に重点を置いて、常に輸出ないと私考へております。

そこで、まず輸出につきましていろいろな問題がありますが、日本の輸出も、先ほど先生から御指摘にありましたように、本年度は、非常に乱暴に申しますれば五百億ドルに近い非常に大きな規模になるわけでありまして、いわゆる波打ち波打ちはございますが、それがいつまで輸出を伸ばしていく政策というのが国際的な協調という立場からもなかなかとりにくく。

は、この今回の法律の提案の中にも具体的に説明されておるわけであります。これが欧米先進国と称せられる他の国々、先進工業国との間において、実際的に競争にうちかっていかなければならぬわけであります。これらの点についてどのような対策を立てられておるのか、この点について御質問をしてみたいと思うであります。

さらにまた、これに関連いたしまして、為替変動危険の担保として円建て輸出の推進が必要なことになっておるわけでありますけれども、現在の長期輸出取引における円建ての比率はどうになっておるのか、このこともまたこの際明らかにしておいていただくとともに、政府の基本的な考え方、いわゆる円の国際化の問題に関連して考え方をこの際ひとつお示しを願いたいと思うであります。

さらには、為替変動危険の担保として自社レートの設定という方式があるといわれてありまするが、これらの事例が實際にあるのかどうか、そういうことについての実例についてこれまでお示し願いたいと思うのであります。なお、この点につきましては、全体的な輸出振興、わが国の輸出の動向と関連いたしまして基本的な問題でありますので、輸出振興問題に対する大臣の見解もこの際あわせてお聞きしておきたいと思うのであります。

○濱野政府委員 まずプラント輸出というのが日本での輸出の中でどういうウエートを占めているかという点を第一にお答え申し上げます。

日本のプラント輸出は、総輸出の中で、年によりまして若干の変動はございますが、まるめて申し上げまして五、六名程度というウエートでございまして、これは先進諸国に比べますと非常に低い数字になつております。

第二に、プラント輸出の中で最近いわゆる円建

比率がどうなつてゐるかという点でござります。この円建て比率につきましては、私どもの調査によりますと、四十八年の数字でございますが、五一%というものが円建ての輸出になつております。ただ、これはプラント類だけでございまして、全体の円建ての輸出がどのくらいになつておるか、つまり円為替をどのぐらい使つてゐるかということになると、これは非常に低い比率でございまして数%という程度でござります。

いわゆる円の国際化というものを進めていくということは、日本の貿易の健全な発展をはかる、あわせて一国の通貨だけに依存するということではなくて、非常に安定的な輸出をしていくというためにはぜひ必要だと思ひますが、しかし円を国際化するための条件といふのはなかなかいろいろな条件がございまして、現在率直に申し上げまして十分整つてゐるとは言いにくいのではないかと思います。

また、円を国際化いたしますと、これは国内のほかの政策面でもいろいろな関係がござりますので、そういう点も考えた上でこの円の国際化を方向としては進めていくといふことが必要ではないか、かように考えております。

○中曾根国務大臣 輸出政策につきましては、積極的に輸出にドライブを政府がかけるというようなことはやりたくないと思っております。これはやはり世界的に同じような連鎖反応を起こしまして、結果としてはあまり適当な結果が生まれないという判断からであります。やはり自然体といふことが適當であると思います。

それで、いまの状況を見ますと、わりあいに國內が不況でござりますから次第に外に向かつて外貨を獲得しよう、そういう努力が自然現象として行なわれておるので、こういう状態で推移することはまあいいのではないか、政府が積極的に作為を加えることは差し控えていきたい、そう考えております。

自社レートというのはどうなつてゐるかという御質問がございました。自社レートは各民間の商社の問題でございまして、私ども率直に申し上げましてこまかい把握はいたしておりませんが、いわゆるスミソニアン体制というものが始まりまして、円が三百八円というベースできました直後、確かにかなり多くの商社の中で円の先を二百四十円とか、あるいはそれ以下ということで、長期ものの取引をかなり広い範囲でやつたことは事実だと思います。

ただその後、先生御案内のように、昨年の初め、特にフロート移行後いわば円高の傾向になりまして、フロート制のもとでは前に比べて自社レートというものの取引は若干少なくなつてゐるのではないかと思いますが、現在におきましても、長期の輸出につきまして自社レートを設定して採算をはじいているというケースが若干あるというふうに私どもは存じております。

○佐野(進)委員 そこで、為替変動保険制度の内容について若干質問してみたいと思います。

いままで質問申し上げてまいりましたやうなその内容を前提といたしまして、この保険制度のことに対する私は私ども今日の状況の中で賛成していくべきだ、私どももいまの答弁とほぼ同じような見解という形に立つて、そういうよくな結論に至つておるわけでござりますが、そこでさらにこれを補強する意味において以下何点かについて質問してみたいと思うわけであります。

まず第一に、為替変動保険の対象となる輸出契約または技術提供契約はどのような範囲、内容のものとされるのかということであります。「政令で定める期間を経過するまでに満了するもの」あるいは「政令で定める期間を経過した後に満了するもの」こういふものは除外されることになつてゐるのであります。この趣旨及びそのそれを定める期間は、具体的にどのように定められるの政令で定める期間は、具体的にどのように定

○濃野政府委員 お答え申し上げます。
まず第一に、今回の為替変動保険の対象となる輸出契約、それから技術提供契約というのをどういうふうにするかという範囲でございますが、これは今回の改正法案の五条の六の一の政令でそれぞれ指定をしたいと思います。
まず「政令で定める貨物」の範囲でございますが、これは現在輸出代金保険というのがございまして、いわゆるブラント類、船舶、航空機等を中心にして、いわゆるブラント類の輸出を対象にいたしておりますが、今回の為替変動保険の対象も、たまたま申し上げました代金保険の対象貨物の中から二年間、二年以下に決済が終わるもの、これを除いたものにいたしたいというふうに現在考えております。それが第一でござります。それから第二に、技術提供契約と申しますのは、いわゆる海外でのコンサルティング契約に基づきまして、海外で技術指導、技術提供をやる契約を対象にしたいというふうに考えております。
第二の御質問の外国通貨でございますが、この外国通貨は、いわゆる国際性のある通貨を政令で指定したい。具体的に申し上げますと、ただいま考えておりますのは、米国のドル、それから英ポンド、それからドイツマルク、フランスフラン、スイスフラン、これはいわゆる国際性のある通貨でございますが、そのほかに、日本の貿易の特徴からいたしまして、中国の元、これも含めまして、この六つ程度をここにいう外国通貨といふふうにしたらいかがかというふうな考え方を現在持つております。
それから第三に、輸出代金等の決済期限がまず「政令で定める期間を経過するまでに満了するもの」それからもう一つは「経過した後に満了するものを除く。」といふその趣旨は何か、という御質問でございますが、まず、私どもいたしましては、第一に「政令で定める期間を経過するまでに満了するもの」この期間は先ほどちょっと触れました

合っているのかどうかというような点、あるいはたとえば日本の公害輸出というような心配がいわれておりますが、これを出すことによってそういうおそれがあるかどうか、もし問題があるときにはその保険の引き受けのときに必要な指導をするというようなことで、なるべくこの投資保険の運用を通じまして海外投資の健全化に少しでも役に立つという方向で私も考えております。

○佐野(進)委員 次に、開発輸入融資の対象物資についてであります。従来、鉱物の開発輸入融資のみが海外投資保険の対象になっていたのですが、今回、木材その他の貨物が追加されるということに法律が改正されるわけであります。具体的にどういう貨物を政令で定める方針はあるのか、まだきまっていない点もあるらうと思いますが、この際明らかにすることができる貨物があるならば、その内容をひとつ説明していただきたいと思います。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

今回の改正にあたりまして、従来のようないわゆる鉱物資源のみならず一般的ないわゆる資源に拡大をいたしたいと考えて今回の改正法の審議をお願いしたわけございますが、一言で申し上げますれば、国民生活にいわば不可欠な物資につきましてはできるだけこれを広く取り上げていただき。現在具体的に考えておりましたのは木材あるいは綿花、羊毛というような纖維原料、さらに食肉あるいは漁業等によつてとります魚介類というようなものにつきましても、いわゆる開発輸入方式をとるものはこの制度の対象にいたしたい、かよううに考えております。

○佐野(進)委員 最後の項目になりましたが、時間がきょうは五時までだということであと七分しかありませんので、この点の質問をいたして終わらたいと思います。

輸出保険制度の運用状況について質問をしたいと存ります。

まず第一に、輸出保険制度の運用の実績であります。各種輸出保険制度の運用実績はどのような

状況になつてゐるのか、これを簡単でよろしいで
すから御説明を願いたいと思います。

さらに、輸出保険特別会計の支払い準備の状況
であります。今日この保険金額が相当多額になつ
てゐるにもかかわらず、準備がきわめて少ない、
そのような状況下にあると私どもは聞いておるわ
けでござりますけれども、この制度が発足する、
こういうような形の中において契約者が増加する
ということになつてまいりますれば、必然的に支
払い準備の充実ということが当然の課題になつて
こようと思ひますけれども、この点について
は、大臣の見解をひとつお示し願いたいと思うの
であります。

○濃野政府委員 大臣への御指名でございます
が、若干数字的な問題でございますので、先に私
から御説明いたします。

まず輸出保険の運営実績でございますが、過去
まだ四十八年度、昨年度のは出ておりませんの
で、四十七年度から五、六年前までをさかのぼつ
て御説明申し上げますと、四十二年度、四十三年
度あたりは、ちょうど四十年度と四十一年度にか
なりの事故がございまして、保険特別会計といた
しましては若干の赤字を出しておりましたが、そ
の後四十四年度程度からこれが黒字に転じまし
た。四十七年度の数字を申し上げますと、保険料
の収入が五十七億円、それに対しまして支払い保
険金が四十五億円ということで黒字になつております。

次に、どの程度の引き受けをやつておるかとい
うことなどでございまして、これは先生御案内によ
うに七つの保険がございますが、これを合計いたし
ますと、昭和四十二年度は一兆六千八百億程度の
保険金額でございました。それが昭和四十七年度
には四兆七千六百億とかなりの伸びを示しており
ます。全輸出の中での保険にかかる率が
一体どのくらいかということでございますが、こ
れは計算にいろいろむずかしい問題がござります
が、大ざっぱに申し上げまして全輸出の四割程度
がこの保険にかかる率ではないかと思ひま
す。

す。保険金額の引き受けの規模では現在世界で一番大きい規模になつております。

○中曾根国務大臣 ただいまの御説明のようになつて黒字の傾向がございまして、この動向を見まして準備率について検討を加える必要もあるのではないかと思います。ともかく均衡ある保険数理を維持できるように、われわれとしても常時これを見直しながら進んでいきたいと思っております。

○佐野(准)委員 いま中小企業庁からも次長がお見えになつております。いろいろな面でなお質問したい点もありますが、きょうは約束の時間が五時ということがありますので、質問を保留してこれで終わりたいと思います。

○田中(六)委員長代理 次回は、明後十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

商工委員会議録第二十八号中正誤		商工委員会議録第二十九号中正誤	
ペジ	段行	ペジ	段行
二〇	一三	二四	一三
六	四	六	四
同	末三	同	末三
第一九号中正誤	初める	正	開運施設
	たとえび		初めて
	たとえび		たとえび
ペジ	通流問題	正	開運施設
一	皮服		初めて
二	たよさる		たよらざる
三	業者		たよらざる
四	競業物品		たよらざる
五	事業者		たよらざる
六	流通問題		たよらざる
七	特に		たよらざる
八	悲		たよらざる
九	競合物品		たよらざる
十	特に		たよらざる
十一	御指摘な		たよらざる
十二	なきぢや		たよらざる
十三	保育台数		たよらざる
十四	事業者		たよらざる
十五	毛頭		たよらざる
十六	保有台数		たよらざる
十七	御指摘の		たよらざる
十八	なくぢや		たよらざる
十九	高騰		たよらざる
二十	陣容		たよらざる
二十一	緊急融資		たよらざる
二十二	注意を深く		たよらざる
二十三	陳容		たよらざる
二十四	高騰		たよらざる
二十五	陣容		たよらざる
二十六	緊急融資		たよらざる
二十七	注意を深く		たよらざる

昭和四十九年五月十七日印刷

昭和四十九年五月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C